

○議事日程

令和4年9月15日（木） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	小関	久志	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	中村	宏泰	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君  
総 合 政 策 課 長 摺 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 岩 田 恵 司  
書 記 朝 倉 修 一



開議

午前10時1分 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において5番  
後藤友紀議員、7番 櫻井 明議員の両名を指名します。



第2 一般質問

○議長（松原浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 皆様、おはようございます。9番議員、木下でございます。  
議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。通告に従い3項目  
の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、新型コロナの後遺症の実態と対応についてお伺いをいたします。

新型コロナ感染からの回復後も3割以上の方が後遺症と思われる様々な症状があり、苦しむ人が増えているということを伺っております。コロナ後遺症については、  
発症の仕組みが解明されておられません。そして、治療法も確立していませんが、コロ  
ナの症状の重さにかかわらず後遺症が出る可能性があるということでございます。

コロナの後遺症は、味覚障害、臭覚障害、息切れ、脱毛、筋力低下、体の痛みとい  
った身体的な症状や倦怠感、集中力の低下、睡眠障害、記憶障害、抑鬱といった精神的  
症状があります。診断から1年後も倦怠感や呼吸困難等を訴えているケースもある  
とお聞きしております。

長期の後遺症はいつ治るかわからない不安とつらい症状に対する不安とともに、生活や仕事に深刻な影響が出ると考えられます。また、コロナの後遺症は悪化すると筋痛性能脊髄炎とか慢性疲労症候群に移行することが指摘されております。

そこでお伺いたします。岐南町においても昨日の9月14日現在4,797名の罹患者が出ていますが、その中でこうした後遺症に苦しんだ方々、また苦しんでいる方の実態とその対応をお聞かせいただきたいと思っております。

以上で1項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 木下議員の1項目め、新型コロナウイルスの後遺症の実態と対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に罹患後、感染性がなくなったにもかかわらず、筋力低下、呼吸困難、倦怠感、睡眠障害などの後遺症に苦しんでいる方がおられます。後遺症の分析や治療方法につきましては、国立感染症センターを中心に様々な研究がなされておりますが、いまだ不明な点が多く、新型コロナウイルス感染症と各症状との因果関係は解明されておられません。現段階で確立された治療法や特効薬はなく、対象療法にとどまっているのが現状であります。

そのような中、東京慈恵会医科大学の研究グループは、認知症の治療薬ドネペジルが物忘れや記憶障害、いわゆるブレイン・フォグの治療に効果が期待できるとして来年の実用化を目指しており、今後の研究成果に期待するところでございます。

これまで健康推進課に寄せられた後遺症に関する相談や問合せは5件であり、かかりつけの医療機関への受診勧奨を行うとともに、岐阜保健所が設置しております新型コロナウイルス感染相談窓口をご案内してきたところでございます。

また、町内の複数の医療機関に新型コロナウイルスに起因する後遺症と思われる患者数をお尋ねしたところ、コロナ禍の3年間で延べ50名程度の患者さんが受診されたとのことです。現時点では後遺症に悩んでおられる町民の全体像は把握し切れませんが、一日も早く元の日常生活に復帰できるよう医療機関と連携を密にしながら早期治療につなげてまいります。

さらに、後遺症に苦しむ方々に対しては医療面のみならず、精神的ケアや社会復帰に向けた支援、また偏見や差別から守ることも重要であり、社会全体でサポートしていく必要があります。したがって、後遺症に関するご相談等があった際は、ご本人に寄り添いながら悩みや不安の解決を図るとともに、コロナ後遺症に関する情報や知識の普及啓発に努めてまいります。

ちなみに、役場職員に関しては、これまで複数名がコロナに罹患しましたが、重症

化や後遺症の事例はなく、住民サービスは滞りなく提供できております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございます。1点、再質問させていただきます。

後遺症に苦しんでいる方はどちらかと言えば若い世代に多いと聞いております。30代、40代、50代で子育て中の方が後遺症で苦しんでおられる場合、3月議会一般質問にも取り上げましたヤングケアラー問題の対象になる場合があるかもしれません。そうしたときのことも想定した上でのきめ細かい対応や関係部署との連携等、お考えいただきたいと考えますが、具体的にどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 木下議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスに起因する後遺症は、重症度やその期間、家族構成等によって課題や支援方法は様々でございます。中でも子育て中の独り親家庭や両親とも後遺症の場合、子供が家事や介護を担うヤングケアラー問題が挙げられます。まず、事前対策として、学校や教育委員会、民生委員、児童委員、子ども食堂や学習支援を実施している社会福祉協議会などに対しヤングケアラーに関する情報提供を呼びかけ、子育て世代包括支援センターに情報を一元化いたします。同センターの保健師や心理担当支援員が子供の負担度合いを見定め、支援が必要と判断した場合は、活用可能な福祉制度の情報提供や家庭訪問など、アウトリーチ中心の支援を行います。また、支援関係者によるケース検討会議では、必要に応じ中央子ども相談センターのヤングケアラー・コーディネーターの助言も得ながら、子供の負担軽減や心のケアを図ります。

いずれにいたしましても、各支援機関や医療機関と連携を密にし、問題の発見から解決に至るまで伴走型の支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） では、2項目めの質問に移ります。不妊治療の保険適用実施による問題点への考えをお聞きいたします。

4月より不妊治療の保険適用の範囲が大幅に広げられました。これまで自費診療の治療とされてきました人工授精、そして顕微授精を含む体外受精、そして男性不妊の手術が保険適用となりました。患者の負担は3割となり、体外受精、人工授精は10万円から20万円、男性不妊の手術は3万円から8万円になったと聞いております。

そもそも不妊で悩んでいる方たちの実態は、五、六組に1組が不妊症で、その中の約4割の患者が経済的理由から希望する治療を受けることが難しい状態にあった中で、保険適用ということです。ちなみに、今日生まれてくる子供さんの約13人に1人が顕微授精を含む体外受精、そして人工授精での妊娠による出産とのことをございます。

しかし、これまでも自費診療で高額な治療費の負担を軽減するため、2004年から各自治体が助成金として申請に応じて対象の方に支払われてきました。しかし、今回保険適用になり、助成金は廃止されました。このように、保険適用で治療が受けやすくなり、一見とてもよいことのように思いましたが、様々な問題があることを当事者や、そしてそのご家族のお話を聞き、分かりました。

一つは、人工授精、体外受精に対する治療のバリエーションの多さでございます。それはそれぞれの患者さんに応じた治療の方法が必要であり、一律の治療ではよい結果が得られないということです。しかし、今回の保険適用で様々な方法での治療が標準化され、標準以外の治療は保険が適用されません。そして、標準以外の治療を一つでも入れると保険診療の治療も全て自費診療となり、全額自己負担となります。助成金の制度も廃止された中で大変な問題です。しかし、先進医療というくくりのある治療に関しては10割自己負担、全額自己負担ですが、保険診療の治療は治療として保険適用され、同時に治療が行えます。

私がお聞きした中の一つで、町内の女性の当事者の声ですが、「不妊治療の保険適用によって保険適用外の薬を使っているの、全て治療が保険適用されない。今までどおりの治療は費用的に無理、どうしよう」という声です。

そしてもう一つは、町内の方でお母さんの声です。「町外に住んでいる不妊治療を受けている娘さんが、今回の制度で助成金が廃止され、治療は保険適用外の中、治療を続けることは難しい。そうした中で娘さんは、社会から、あなたの子供はもう要らないと言われたように、自分を全否定されたように思うと言っている」とお聞きしました。

不妊治療は時間との闘いです。女性の年齢がとて大きく影響します。体外受精の治療の場合、35歳を過ぎると年々妊娠の確率は低下し、40歳を超えると10%以下となります。この一連の問題は、大半が国の判断により解決していくものと思いますが、少子化が懸念される中、重要な問題だと思います。そこでお伺いたします。

1つ目、岐南町としてこうした課題についてどのようにお考えでしょうか。

2つ目、保険適用の治療と同時に、治療に使える先進医療への助成についてはいかががお考えでしょうか、お聞かせください。先進医療は高額で全額自己負担です。私は助成をすべきと考えますが、いかががお考えでしょうか、ご答弁よろしくお願いたします。

ます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 木下議員の2項目め、不妊治療の保険適用実施による問題点への考えについてお答えいたします。

妊娠・出産を望んでいるものの、不妊に悩み治療を受ける夫婦が全国的に増加していますが、不妊治療は身体的、精神的負担はもとより経済的負担も大きいため妊娠を諦めるケースさえあります。

厚生労働省が2021年に実施した調査によりますと、不妊治療に係る平均費用は、人工授精が1回当たり約3万円ですが、顕微授精は約50万円と大変高額な負担であることが分かります。これまで本町では人工受精については一般不妊治療費助成事業、体外受精や顕微授精については特定不妊治療助成事業として高額な不妊治療の費用の一部を助成してまいりました。本年4月1日からは不妊治療が保険適用に移行しましたが、前年度から引き続き不妊治療を受けている方の治療計画に支障が生じないよう、令和3年度以前の不妊治療については経過措置として従前の助成制度が適用されることとなっております。

本年4月から保険適用の対象となった不妊治療は、国の医療学会作成のガイドラインで有効性や安全性が確認された採卵から胚移植に至るまでの一連の基本診療と、オプション治療の一部であります。保険適用のメリットとしましては、不妊治療を受けたい対象者の裾野が拡大し、低所得世帯にも明るい希望が持てるようになったことあります。

一方、デメリットとしましては、患者の状態に応じ子宮内膜受容能力検査など、先進医療については自由診療となりましたが、不妊治療は年々新しい治療法が普及しており、医療機関によって治療方法や治療計画には相違がございます。そのため、患者自身が選択する医療機関や治療内容によっては保険適用とならず、議員ご指摘とおり保険適用以前よりも経済的負担が増えるケースが生じるという課題がございます。現在国の先進医療会議におきましては、先進的な不妊治療の有効性や安全性、治療効果に関するエビデンスの集積を進めながら議論が続けられております。

したがいまして、安全性等が確認されれば、保険適用の対象となることが期待されることから、本制度開始間もない現時点におきまして、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 続きまして、3項目めの質問に移ります。男性トイレの個室にサンタリーボックス設置についてお伺いをいたします。

サンタリーボックス、直訳すれば衛生的な箱です。女性トイレの個室には必ず置いてあるサンタリーボックスのことです。今、これを男性トイレに設置する動きが広がっております。男性特有の前立腺がん、あるいは男性の罹患率が高い膀胱がんは手術後頻尿や尿漏れが起きやすく、尿漏れパットが欠かせない方が多くおられます。しかし、公共施設などの男性トイレの個室にはサンタリーボックスの設置が進んでなく、パットを捨てる場所がありません。現実、使用済みのものは自宅に持ち帰るということになります。

この2月に日本トイレ協会が行ったアンケート調査によりますと、尿漏れパットや紙パンツを使う男性の7割が、捨てる場所がなく困っていると答えております。岐南町の公共施設の男性トイレの個室にもぜひ設置すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。ご答弁よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 木下議員の3項目め、男性トイレの個室にサンタリーボックスの設置をについてお答え申し上げます。

日本人が一生のうちにがんと診断される確率は2人に1人を超える割合と言われますが、一方でがんは医療の進歩により早期発見、早期治療で治る病気となってまいりました。そのため、通院治療や仕事との両立など、がん患者の社会復帰、社会参画も進んでおります。がん患者が退院後も社会とつながりを維持し、支障なく日常生活が送れるような社会をつくるためには、適切な支援やきめ細やかな配慮を要すると考えております。

国立がん研究センターがまとめた統計によりますと、全国で2019年に前立腺がんを診断された方は9万4,749人で、膀胱がんを診断された男性は1万7,498人に上ります。また、前立腺がんは男性が罹患するがんの中でも最も多く、男性のがんの全体の16.7%を占めております。前立腺がんで前立腺全摘出術を受けた直後には多くの方が尿漏れを経験いたしますが、その多くは約半年後には日常生活に支障のない程度まで回復してみえます。一方、半年を過ぎても尿漏れが続き、その後も症状が改善されない方は継続的に吸水パットを利用されたり、膀胱がん等の泌尿器系の疾患や加齢により日常的に吸水パットや紙おむつを利用される方がございます。

吸水パットや紙おむつを利用される方がトイレ等で使用済みパットや使用済み紙おむつを捨てる場所がない場合には、ビニール袋等に入れて持ち帰らざるを得ません。

吸水パットや紙おむつを利用される方がトイレを利用する際には多目的トイレの利用が考えられます。現在、学校を除く町の公共施設の中で多目的トイレの設置は次の施設となっております。役場庁舎1階から5階までの各階に1か所の計5か所、中央公民館、保健相談センター、老人福祉センターには各1か所、総合健康福祉センターは1階から3階までの各階に1か所、西棟に1か所の計4か所、西老人福祉センターは各階に1か所の計2か所、総合体育館につきましては1階、2階各1か所の計2か所、防災コミュニティーセンター、南町民センター、三宅町民センター、ほほえみ会館、獅子舞会館には各1か所がございます。

そのうち、役場庁舎1階から5階までの各階、中央公民館、保健相談センター、総合健康福祉センターの西棟に1か所、西老人福祉センター1階に1か所、獅子舞会館の多目的トイレに吸水パットや紙おむつに対応できるサンタリーボックスが設置されておりますが、総合健康福祉センターの残り3か所、西老人福祉センターの残り1か所、老人福祉センター、総合体育館、防災コミュニティーセンター、南町民センター、三宅町民センター、ほほえみ会館の各多目的トイレにはサンタリーボックスが設置されておられませんので、全ての多目的トイレに早急に設置をいたしてまいります。

なお、多目的トイレの設置がされていない施設の男子トイレにつきましては、スペースが狭くサンタリーボックスの設置が困難な場所もあるため、多目的トイレの設置されている施設のサンタリーボックスの利用状況、さらには他市町村の施設の設置状況を踏まえ検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。3番議員、松本です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い大きく2点の質問のほうをさせていただきます。

それでは1点目、岐南町の道路整備計画について。

この岐南町は岐阜県の玄関口、交通の要所として生活の利便性が高く、充実した子育て支援などの施策により新しい家族が集まる町として多くの住民の夢を育んできました。しかし、人口が増加する一方で少子高齢化が進んでおり、人口構造の変化とともに複雑化、多様化する住民のニーズに応じていくにはさらなる魅力あるまちづくりが必要です。これは第6次総合計画中の「私たちがめざすまちの姿」の一文になります。

この文にあるように、岐南町には玄関口、交通の要所としての地の利があります。南下をすれば国道22号線を一直線で大都市の名古屋市へ、北上すれば岐阜市中心部へ、



東西へは国道21号線があり、交通量は県下一を誇ります。東部には東海北陸自動車道のインターチェンジ、鉄道ではJR、名鉄の在来線があり、これによって新幹線の利用も短時間で行うことができます。また、ほぼ全域が市街化区域、準工業地域が多く、土地利用も自由が利く、町内に起伏はほとんどなく平坦、山もない、想定される災害も地震、洪水あたりで、地勢においても生活をするには非常によい環境がそろっていると思います。

岐南町はこのほかにはない地の利、地勢があるために、人口がほとんどの市町で減少する中増加しているものと理解しています。もちろんこれまでの政策も影響しているとは思いますが、地の利、地勢です。地の利、地勢の利点を生かした政策が人口の増加や発展の最重要、最短手段であると考えています。道路整備はその最たるものであり、都市計画、町道整備計画に基づいて執行をされているかと思っています。

平成30年3月に岐阜連携都市圏ビジョンが策定され、毎年改定が行われています。町単独では限りがあり、点では意味がありません。道路はつながっている線なわけですから、この連携というものは大変重要です。質問は、地の利の中心である道路について行いたいと思います。

それでは、1点目の質問。広域連携をしてつながった利便性の高い道路整備について。

都市計画道路の新所平島線は既に工事が進められておりますが、同じ計画道路に佐兵衛新田米野線があります。この道路は、新所平島線の終点に接続され、北は岐阜市、南は笠松町を通過するものです。北は城南芋島線の先の交差した位置まで岐阜市の整備は終えており、以降の南からの整備となります。

近年の高齢化や後継者の問題で町の東部は田畑からアパートや住宅へ変化しており、今後も開発や人口の増加が見込まれます。現在、岐阜市へつながる主要道路は県道156号線のみとなっておりますが、前述のとおりこの路線が完成すれば、南の堤防から岐阜市まで1本でつながり、当町の東部のみならず、各務原市からもアクセスが見込まれる主要道路ができ上がります。

この計画道路の現在の位置づけ、沿線のまちづくり、関係する市町村との連携の仕方、現状の進捗、岐阜市、笠松町、当町における道路拡幅の達成状況、今後の進め方と実現するための課題、この6点についてお尋ねします。

2点目、町道整備計画を実現するための体制づくりについて。

1点目は都市計画道路の話でしたが、もう一つの整備計画である町道整備計画になります。都市計画道路ではセットバックなどの義務があり、この町道整備計画路線の道路拡幅においては義務ではないために、地権者と協議をして計画を進めているもの

と理解しています。これはあくまでも努力義務にすぎず、建て替え等のタイミングで地権者からの協力を得なければならない。このタイミングは地権者それぞれであるために完成に時間を要することはもちろん理解しているわけですが、仮に終盤あたりで協力されない区間があって、100年住宅でも建てようものならば、この路線はいつまでも完成しません。以前に道路整備計画、まちづくりのためにご協力をいただいた地権者の方には失望感や不信感を持たせてしまうことにもなります。事実このような事象が起きており、事前協議などがあれば対応できる話なのではと思います。また、このようなことは容易に推測できることにもかかわらず、なぜ指導要綱や条例等の整備がなされていないのか、現状をどう考えておられるのか、お尋ねします。

岐阜市や各務原市は建築主事を置いて指導していると聞きます。私個人の考えとしては、要綱や条例を定め、確実に計画を実現する仕組みを構築すべきと考えています。また、協議といっても協力してもらえなかった、じゃ次のタイミングでといった形式的なやりとりにはなってはいないでしょうか。町の姿勢を併せてお尋ねします。

3点目、維持管理のみならず、実情に即した柔軟な対応について。

これは個人的な主観ではありますが、当町の道路状況は他市町に比べるとよいように感じています。しかし、砂利のはね上げや穴などによって損害が発生し賠償しなければならないなど、整備が行き届いていない箇所はまだまだ見受けられます。三宅地区にはなりますが、意図の分からないドラム缶が放置されているなど、道路上の維持管理もこれに含まれます。また、道路拡幅が現実困難な場所では隅切りを行うなど、実情に即した柔軟な対応も必要かと思います。道路は生活に密接しており、道路を含めた環境づくりは住民の美化意識の促進や町の魅力にもつながるものだと思います。維持管理とはいかにも抽象的な表現になりますので、その具体的な活動内容、スケジュール等についてお尋ねします。

以上、3点の質問についてご答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 松本議員の1項目めのご質問、利便性を生かしたまちづくりに道路は欠かせないについての1番目、広域連携をしてつながった利便性の高い道路整備の推進について、6点のご質問をいただきましたが、相互に関連がございますので、併せてお答えいたします。

本町に13路線ございます都市計画道路のうち、佐兵衛新田米野線は岐阜市野一色7丁目を起点とする笠松町米野までの全長4,030メートルを計画延長とした都市計画道路であり、現在岐阜市の一部区間で概成し供用しております。

本町に関係する区間としましては、国道21号線より南進路線であります。岐阜市東

中島から笠松町米野までの事業の達成状況といたしましては、都市計画法53条に基づく建築制限を行い、事業の円滑な執行を確保しているにとどまっております。また、都市計画決定を受けた道路計画区域内の現状は、建築制限に基づく建物が既に建てられており、事業化された場合には工事費のほか、用地取得費、建物、工作物補償費等が必要となります。事業の遅れは事業費の増大にもつながることから早期事業着手が望まれるところでございますが、現在のところ具体的な事業化のめどは立っておりません。

この都市計画道路佐兵衛新田米野線は、本町の東地区の発展のために計画されました重要な道路であります。同じ都市計画道路である北一色若宮地線が都市計画道路の見直しにより令和4年4月に一部の区間が廃止されました。これにより岐阜市へのアクセス道路が減少したこともあり、佐兵衛新田米野線は道路整備の優先度は以前より高いものとなっております。

本町に計画配置されております佐兵衛新田米野線の全路線は準工業地域内にあり、住宅や商店、小規模な工場など多様な用途の建物が建てられます。このことから都市計画道路沿線のまちづくりとしましては、利便性が高く活力のある住工共存地域を形成していくものと考えます。

佐兵衛新田米野線事業は本町単独で進めることはできません。本事業に関係する市町の連携の仕方としましては、佐兵衛新田米野線の南進計画の協議を進める上で、岐阜市を中心とした周辺2市3町で構成する岐阜都市計画協議会の中でも広域的な観点で必要性を訴え、事業化に向けて働きかけを行う必要がございます。

本事業を進める上で行政機関のみならず、佐兵衛新田米野線事業に関する地元住民の機運も高めていただきながら、交通アクセスや物流の円滑化に寄与する道路であることを国や県に対し希求することとなります。日頃より佐兵衛新田米野線の事業効果、整備手法を研究しつつ、関連市町が足並みをそろえて事業に着手できるよう準備、調整に努めてまいります。

続きまして、2番目のご質問、町道整備計画を実現するための体制づくりをすべきではについてお答えいたします。

町道整備計画事業は昭和51年度より実施しており、計画延長4万5,901メートルの道路拡幅事業として整備を進めているところでございます。令和3年度末時点での整備進捗状況は、整備済み延長が3万3,738メートル、整備率73.5%となっております。

町道整備計画事業の目的は、町内の都市計画道路を含む広域幹線道路へスムーズにアクセスできるよう、幅1メートル程度の用地買収を伴う道路拡幅事業であります。この事業は、交通の円滑化、産業、商業集積の促進を目的に実施しているところでご

ございます。しかしながら、議員ご承知のとおり、都市計画道路のような都市計画法に基づいて実施している事業ではございません。対象地権者のご理解とご協力がないと進められない事業であります。

本町で建物を建築する際には岐南町建築物等の適正化に関する指導要綱第4条により計画協議を行わなければなりません。既存住宅の建て替えでは道路の幅員や雨水、汚水の排水先に変更がないことも多く、本町との事前協議を割愛し、建築確認申請の許可手続を行う建築主が見受けられます。この場合、建築に伴う事業地の動きを把握することができず、町道整備計画事業に関する説明の機会が失われ、計画に伴う用地交渉に至らず、道路拡幅整備ができないこととなります。これを回避するには、本町における建築主事の配置や条例制定についても研究いたしました。しかし、建築事業地の把握をすることができますが、それとは別に個々の建築計画前に本事業の趣旨をより深くご理解いただく手立てを考えていく必要がございます。

本町の窓口、ホームページにおいても「建築計画にあたって」の中ではこれまでも指導要綱の説明や町道整備計画路線の目的について周知しているところではございますが、用地買収に至らない場合がございます。

しかしながら、町道整備計画事業は本町の道路インフラ整備にとって大変重要な事業であります。今後は岐南町建築物等の適正化に関する指導要綱による「事前協議」提出の周知徹底を図るため、事業計画の問合せには「事前協議」の提出を促す案内を確実に実施いたします。また、改めて町道整備計画路線の未改良箇所の地権者、建物所有者に対しまして個別の事業説明を実施いたします。その中では事業の重要性を丁寧に説明し、建て替え時には事業へのご協力が受けられるよう、本事業が着実に進捗するよう熱意を持って取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、3番目のご質問、維持管理のみならず実情に即した柔軟な対応を望むについてお答えいたします。

道路は人や車が安全で快適な通行の用に供するという本来の目的のほか、市街地の形成や防災空間としての機能を有しております。これらの目的や機能を十分に発揮するには、舗装や道路施設を良好な状態に保つため、維持、修繕による対応が必要であります。

現在、週2回以上の道路パトロールに加え、道路の損傷が進む降雨後のパトロールを重点的に土木部職員にて実施いたしております。危険箇所につきましては、応急処置を行うとともに、道路維持委託業者による速やかな修繕対応を行っております。

しかし、舗装の経年劣化や剥離等により生じたポットホールに走行中の自動車のタイヤがはまるなど、損害賠償請求されるケースは皆無ではございません。道路管理者

として常に危機感を持ちながら道路の維持管理に努めなければならないものと考えております。

その他の維持管理業務といたしましては、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設、水路の排水機能確保のための土砂の浚渫作業を実施しております。また、除草業務では道水路保全や通行者の通行視認の確保を目的に、時期を設定せず雑草の生育状況を把握しながら、年間を通して適切に対応いたしております。一方、部分補修で対応できない大規模なものにつきましては、交通量や劣化状況などを勘案し、優先順位を決定、予算を確保した上で舗装補修工事、構造物修繕工事を実施しているところでございます。

道路敷地内に放置されている不法占用物件につきましては、道路幅員を狭めるなど交通に支障を来し、道路の美観を損なうことから、占用者に対し適切な行政指導を行っております。通常の維持管理以外では円滑な通行を促すための交差点改良など、部分改良に必要な用地買収は現在積極的には行っておりません。しかし、整備、改良の必要な箇所が道水路敷地など官地である場合、土地のご寄附をいただいた場合には角地に隅切りを設置するなど、円滑な通行や安全性を考慮した道路整備を実施しております。

今後も引き続き住みよい生活環境や豊かな自然環境の保全や地球温暖化への抑制など、様々な観点から道水路の維持管理を努めるとともに、町民が安全で安心して利用できる道水路施設の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

道路整備と一体となったまちづくり、持続可能なまちづくりに向けた道路網整備の在り方、まちづくりの視点からの生活道路整備、道づくり、まちづくりをネットを検索するとたくさんのお言葉が出てきます。道路がいかにまちづくりと密接した関係にあるかが分かります。これは当町においても同じことだと思っています。岐南町のビジョンに向けて確実に道路整備や計画を実現することがまちづくりにつながると考えております。

それでは、2つ目の質問に移ります。2つ目、次期ごみ処理施設の稼働に向けて。

岐阜市、羽島市、笠松町、岐南町の2市2町のごみ処理を共同で行う施設の建設が着々と進められています。当初、令和10年稼働開始であったものが、1年前倒しでできると見込まれ、令和9年度の稼働開始に計画変更がなされています。稼働まで残り5年となりました。

それでは、1問目の質問、行政からの説明責任について。

ごみ処理問題について、当初は旧柳津町にあったごみ処理施設の稼働停止により、平成23年度から新しい処理施設での稼働開始を計画されていたものと思いますが、これが実現できず、旧施設の稼働が5年延長され、平成28年度の稼働停止によって、以降は三重県と長野県へごみをわざわざ運搬して最終処分を行っている状況にあります。

詳しい経緯は把握しておりませんが、ここまで長引いたことについては行政に責任があると私は思っています。環境、ごみ処理は町の重要な施策です。しかし、ホームページを見ても、岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業に関するお知らせの項目はあっても、何の記述もありません。進捗状況の報告や予算変動など、住民には大きな負担を強いるわけですし、積極的に情報をアナウンスする必要があるのではないのでしょうか。いかがお考えなのか、お尋ねします。

2点目、稼働に当たっての負担や既存設備について。

概算事業費は当初より大幅に増加しており、確定額が定まらず振り幅が非常に大きい。住民にはどれだけの負担となるのか全く分かりません。そもそも計画があるわけですから、確定数字でなくとも現時点での町の負担見込額や財源規模はどれほどになるのか、現実味のある数字でイニシャル・ランニングコストをそれぞれお尋ねします。負担額については現状と比較してお願いします。

また、既存の積替え施設やコンテナ倉庫など、投資された設備はどのように取り扱われるのかも併せてお尋ねします。

最後、3点目、ごみの有料化について。

近隣市町では大型ごみなどの有料化が始まっているようですが、当町では無料です。しかし、次期ごみ処理施設のイニシャル・ランニングコストによっては、同様に可燃ごみ袋の値上げやその他ごみの有料化を検討しなければならないこともあるかと思えます。先ほどの質問にもありました負担額等を踏まえ、有料化への数字上の判断基準などをお尋ねします。ここでは有料化によるごみ減量の効果に関連する内容については問いません。

前回の議会でもしかるべき時期との答弁はございましたが、様々なところで関わりのある隣町の笠松町では有料化が始まりました。全国的にも動きが広がる中、次期ごみ処理施設云々でもなく、今年4年度施行のプラスチック資源循環促進法の制定など、ごみやりサイクルに対しての機運が高まっている今こそ検討していく時期であると感じています。

いずれにせよ、稼働まで5年とはいえ、分析、決定、周知、理解、準備には時間を

要することからも改めてお尋ねします。

以上の3点についてご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松本議員の2項目め、次期ごみ処理施設の稼働に向けての1番目のご質問、行政からの説明責任についてお答えいたします。

次期ごみ処理施設の建設につきましては、一部事務組合である岐阜羽島衛生施設組合が主体となり、構成市町である岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町の意向を踏まえながら建設計画を推進しております。

一度は候補地が選定されたものの、地元住民との合意形成に至らず計画が白紙となったことから、当初の計画から大幅に遅れが生じることとなりました。その後、平成28年6月に次期ごみ処理施設の新たな建設用地を羽島市福寿町平方地内における羽島市平方第二土地区画整理事業の保留地とすることが発表されて以降、一日でも早い施設の稼働を目指した組合の努力の結果、議員のご質問にあるように、当初令和10年度稼働開始の計画が1年前倒しされ、令和9年度稼働開始予定となっております。

これまでに施設整備基本計画の策定、環境影響評価の評価書の作成、建設用地の取得、都市計画決定の変更を経て、現在の施設建設と運営を行う事業者選定に向けた諸手続を進めているところでございます。

これまで住民の方にはなじみの薄い事柄が多かったことから、議員の皆様方に対し基本計画書の配付や用地取得の折などに報告する以外は、このような一般質問の際の答弁の場にて報告するにとどめておりました。しかしながら、さきに述べましたように、今年度中には施設の建設と運営を行う事業者が決まり、次年度からは建設事業が動き始める予定でございます。今後はホームページや広報紙を通じて逐次情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、稼働に当たっての負担や既存設備についてお答えいたします。

次期ごみ処理施設の設計、建設費、運営費等の負担方法につきましては、さきの議会でも答弁いたしましたとおり、岐阜羽島衛生施設組合が国の循環型社会形成推進交付金を受けて事業を進めていることや、余熱を用いた発電を行うことによる売電収入などが見込まれることから、それらを除いた金額が構成する2市2町で按分して負担することになります。

本年4月に次期ごみ処理施設整備運営事業について総合評価落札方式による一般競争入札の公告が行われ、その中で予定価格は消費税等及び地方消費税を含む金額で395億100万円となっております。現在、入札手続が進められており、整備、運営を行う

民間事業者につきましては、設計、建設費、20年間の運営費等の価格やごみ処理方式を含め事業の提案内容など、価格以外の要素も含め総合的に評価を行い、選定される予定でございます。そのため、現時点におきましては、建設費や運営費が見通せないことから、町の負担見込みを推計しお示しすることは困難でございます。今後、事業の進捗に伴い町の負担額等についてお示しする事項がございましたら、折に触れて報告してまいりたいと考えております。

また、可燃ごみを県外に運搬するために整備を行った積替え施設及びコンテナ倉庫の次期ごみ処理施設稼働後の取扱いにつきましては、合同で整備を行った笠松町と今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、ごみの有料化についてお答えいたします。

ごみの有料化は一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に対する住民の意識改革につながることから、ごみの減量に有効な手段でございます。また、ごみの排出量に応じて手数料を徴収することで費用負担の公平性も確保されるものと考えております。

近隣市町においては、羽島市と笠松町が昨年10月1日よりごみの有料化を開始したところでございます。両市町の有料化の対象となるごみは可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみであり、可燃ごみと不燃ごみについてはそれぞれに指定ごみ袋が導入され、手数料を含んだ価格で販売されております。有料化を開始した両市町では現在のところ、有料化前よりも排出量が減少し、有料化の効果が現れている状況と聞いております。

本町においては、令和9年度に稼働する次期ごみ処理施設の建設費や維持費などは関連市町のごみの搬入量に応じて負担金が課せられる予定であります。また、他市町からのごみの流入を防ぐためにも、ごみの有料化は大変重要な課題であると捉えております。

さきの議会で新型コロナウイルス感染症の収束のめども立たず、町民の皆様にも多大な負担がのしかかっている状況下におきまして、さらなる負担を求めることは難しいとの判断の下、現時点でごみ処分費用の有料化を直ちに実施する考えはございませんと答弁させていただきました。ただし、次期ごみ処理施設に係る建設費や運営費の負担がごみの排出量に比例するものであることや、本町の一般廃棄物処理基本計画には中長期的な計画として可燃ごみ指定袋料金適正化の検討、不燃ごみ、粗大ごみ有料化の検討を視野に入れております。

現在、有料化への数字上の判断基準などは設定しておりませんが、有料化の開始には住民への周知や準備期間を確保する必要もございますので、引き続き情勢の変化を見据え、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。



○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時 02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、通告により3つの項目について質問させていただきます。

1項目め、これは2022年4月1日施行の岐阜県自転車条例についてであります。

この条例が制定された理由は、自転車は生活に密着した身近な乗り物として多くの人に利用されております。しかしながら、自転車運転者による交通事故は令和元年には71件、令和2年には92件と数多く発生しております。また、全国的に見ても自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることから制定されました。

具体例として、坂道を下ってきた小学校5年生の自転車が歩行中の女性と正面衝突し、歩行者の女性に重症を負わせました。監督責任を問われた保護者には約9,500万円の支払い命令が出されました。この事例は平成25年7月4日、神戸地方裁判所が出た判決であります。また、ヘルメットを着用していれば助かる命があり、ヘルメット着用状況別の致死率を比較しますと、非着用だと着用時の約3倍に増えております。これは令和2年の警察庁の資料であります。

自転車保険の加入義務化とヘルメットの着用努力義務が岐阜県自転車条例第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項の規定が来月10月1日から施行されます。この条例は、第1条で目的を、第2条で定義、第3条で基本理念、第4条で県の責務、第5条で県民の義務、第6条で自転車利用者等の責務、第7条で事業者の責務、第8条で自転車等を運転する者の責務、第9条で市町村の役割、第10条で交通安全関係団体の役割、第11条で自転車の安全で適正な利用に関する教育、第12条で点検整備など、第13条では乗車用ヘルメットの着用、第14条で乗車用ヘルメットの着用促進等、第15条で自転車損害賠償責任保険等への加入、第16条で自転車損害賠償責任保険等への加入の促進、そして第17条で市町村条例との関係をうたっております。

条例の目的基本理念を精査して、定められている施策の基本となる事項について町としての取組、協力について伺います。

1つ目、自転車の安全で適正な利用に関する教育等についてであります。

先ほど述べましたように、第11条では自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進し、県は市町村、学校、交通安全関係団体等が行う当該教育を促進するため、情報

の提供、その他必要な支援を行うとしております。また、保護者、学校の長、事業者及び交通安全関係団体は、教育又は啓発を行うよう努めなければならないということになっております。町としても県の支援を受けながら教育または啓発をどのように行っていくのか、お伺いいたします。

2つ目、点検、整備についてであります。

第12条では自転車利用者、保護者、自転車をその事業で使用する事業者及び自転車の貸付業者は自転車の定期的な点検及び必要な整備並びに両側面に反射器材を備えるなどの交通事故防止対策を講ずるよう努めなければならないことになっております。町においても監督指導がより必要になると思いますが、取組についてお伺いいたします。

3つ目、自転車保険加入義務化とヘルメットの着用努力義務についてであります。

これは第13条、第15条並びに第16条第2項及び3項の規定では、令和4年10月1日施行の自転車保険の加入義務化、ヘルメットの着用努力義務が制定されております。自転車の加害事故による損害賠償保険の加入が加害者、被害者を守ることになります。また、身を守るため自転車利用者が乗車用のヘルメットを着用するよう努めなければならないことになっております。町としても自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供、啓発、その他必要な措置を講ずることが必要だと思えます。今後の取組についてお伺いいたします。

4つ目、自転車走行道についてであります。

自転車は道路交通法上軽車両となっており、他の車両と同様に当然道路標識、あるいは標示のあるところでは従う義務があります。違反をすれば罰則が科せられる場合もあります。自分の身は自分で守るという観点から、車道を走行するよりは歩行者専用道路を走行することが多く、その結果歩行者とのトラブルがあるようです。また、逆走行や交差点等で停車中もしくは一時停車の自動車に接触、衝突するような事故も多発しております。

町の責務として自転車専用道路や町道を整備拡充するとともに、歩行者専用道路、とりわけ見通しの悪い交差点等の緩和、是正、道幅の狭い道路の一方通行化等の見直しを求めるとともに、町民への周知徹底が望まれると思えます。町の考え、取組についてお伺いいたします。

5つ目、市町村と条例の関係についてであります。

17条では市町村が地域の実績に応じて自転車の安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではないと明記してあります。町内における交通事故の発生件数は確かに減少はしていますが、朝夕の渋滞時は幹線道路から

住宅地域の生活道路に迂回車両が入り込み、交通事故の危険性がより高くなっており  
ます。

交通安全は、町、町民一人一人が取り組まなければならない重要な課題であります。  
この県条例制定を機に町独自の条例を制定し、交通事故安全教育の継続的推進、地域  
ぐるみでの交通安全意識を高めていき、交通事故のないまちづくりを目標に進めてい  
きたいと思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 村山議員の1項目め、岐阜県自転車条例についてのご質問  
5点につきましては、順次お答えさせていただきます。

議員ご案内のとおり、令和4年4月1日に岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進  
に関する条例が施行され、自転車保険加入義務化、ヘルメットの着用努力義務の規定  
につきましては、本年10月1日から施行されます。

本条例制定の趣旨は、自転車の利用に係る交通事故の防止や交通事故による被害の  
軽減、被害者保護を図るため、自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念  
や各主体の責務、基本的な施策等を定めるものとなっております。

また、基本理念は、自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車利用に当たり関係  
法令が遵守され、歩行者や自動車等とともに安全に道路を通行できることが重要との  
認識下で、各主体が相互に連携して社会全体で取り組まなければならないとなって  
おります。

1番目のご質問、自転車の安全で適正な利用に関する教育等につきましては、条例  
制定の趣旨、基本理念に鑑み、各主体において積極的な教育等が行われることは重要  
であると考えております。

町としましては、県からの情報提供等の支援を受け、教育の促進に必要な内容等を  
発信するほか、従前より岐阜羽島地区交通安全協会岐南東支部及び西支部に対し各種  
支援を行っております。引き続き、本協会を通して自転車利用における安全教育が図  
られるようこの取組を進めてまいります。

また、学校教育の場におきましても、児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全で  
適正な利用に関する指導、教育を行っているところでございます。

次に、2番目のご質問、自転車点検整備の取組につきましては、自転車の定期的な  
点検や必要な整備等を行うことは、交通事故を未然に防止するための手段として効果  
的であると考えております。

町といたしましては、先ほども申し上げました岐阜羽島地区交通安全協会岐南東支

部及び西支部と自転車の点検整備も含めた街頭指導等による啓発がより一層強化されるよう連携して取り組んでまいります。

また、学校教育の場では、各小学校におきましても保護者と連携しながら自転車の点検整備等を行っております。引き続き、各小中学校の保護者に対し点検整備を行っていただくよう周知に努めてまいります。

続きまして、3番目のご質問、自転車保険加入義務化、ヘルメットの着用努力義務についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、自転車と歩行中の女性が衝突し、歩行者の女性が意識不明の重症となった痛ましい事故において、約9,500万円の賠償金の支払いが命じられた事例だけではなく、加害者が数千万円もの高額な損害賠償を命じられる判決事例が全国的に数多く発生しております。加害者に十分な支払い能力がない場合における被害者救済の観点から、自転車保険加入は重要であると認識しております。また、ヘルメットの着用につきましても、自転車利用者自身の被害を軽減するための手段として非常に効果的であると考えております。

町といたしましても、これらの促進を図るため、チラシの配布、広報紙であるマイタウンギなんへの掲載、公式SNSによる発信、交通安全街頭指導等を通じた周知、啓発を行っているところでございます。そのために最優先すべきことは、事故そのものを発生させないことでございます。県条例だけでなく、交通安全に関する各種法令及びマナーが着実に遵守されるよう取り組み、関係者との連携を強化してまいります。

次に、4番目のご質問、自転車専用道についてお答えいたします。

自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路につきましては、道路法第48条の13第1項から第3項に規定、道路管理者が交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、区間を定めて指定することができることとされています。また、これらの専用道路の規格につきましては、道路構造令第39条及び第40条に規定されており、自転車専用道路であれば3メートル以上の幅員が必要となります。これまで本町におきまして、道路法の規定に基づくこれらの専用道路を指定した区間はございません。自転車専用道路の指定では、歩車道の幅員とは別に、自転車通行帯としての幅員を確保する必要がございます。現在、車道が分離されております道路といたしましては、庁舎西側にありますような都市計画道路が主な道路となっております。車道と歩道幅員は道路構造令を遵守した幅となっていることから、自転車専用道の設置に当たっては、通行用地を新たに買収し、道路を整備する必要がございます。

通行者の安全を検討する上で、自転車専用道の整備についても今後は考えていかなければなりません。現時点においては道路交通法を遵守していただき、安全に留意

した自転車の利用を周知するにとどめたい考えでございます。

また、町道の整備拡充、見通しの悪い交差点の解消、是正につきましては、交通安全確保の観点からも各種要望や道路パトロールの結果を踏まえ、道路管理者として必要と判断した箇所の交通安全対策を引き続き実施いたします。

さらに、道路幅員の狭い道路の一方通行化につきましては、地元要望を伺い、警察に進達するとともに、必要に応じて協議を行ってまいります。

一方で、公安委員会による自転車専用、自転車及び歩行者専用、及び歩行者専用の規制標識が設置されることがございます。例を挙げますと、羽島用水上部に整備しました、にぎわい街道において、自転車及び歩行者専用の規制標識が設置されております。

今後、町においては自転車及び歩行者専用の規制標識のある歩道を、自転車で通行する場合の車道寄りの部分を徐行しなければならないこと、歩行者が優先であることなど、交通安全の基本的ルール、マナーについて様々な機会を通じて周知してまいりたいと考えております。

続きまして、5番目のご質問、町独自の条例制定の考えについてお答えいたします。

県条例における市町村の役割としまして、第9条に市町村は、基本理念に則り地域の実情に応じて、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする規定されております。議員ご指摘のとおり、交通安全は行政とともに町民一人一人が取り組まなければならない重要な課題であると認識しております。

町としましては、今後県が実施する各種施策に積極的に協力していくことで、自転車利用における交通安全意識の醸成を図ることが重要であると考えております。現時点では町独自の条例を定める予定はございません。引き続き、今後の動向を注視していくとともに、県、警察及び関係団体と連携し、交通安全行政に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 土木部長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、2つ目の項目についてご質問させていただきます。2つ目は、文化芸術活動の推進についてであります。

岐南町には岐阜県指定として重要無形民俗文化財1件、これは伏屋の獅子芝居、それと重要有形民俗文化財、これは旧宮川家住宅1件の合計2件があります。また、岐南町指定の文化財は、有形文化財3件、有形民俗文化財1件、史跡5件、天然記念物

2件の合計11件あります。

地域に根づく年中行事として、秋に行われるお祭りですね、10月の第3日曜日に行われるおみこし、あるいは左義長、厄年の人が厄払いとして行う餅まき、若宮地で行われる牛頭天王祭、地蔵祭り等がありますが、それは近年は町主催の「ぎなんふれあいお祭りひろば」が盛大に催され、町民のよい触れ合いの場になっております。

しかし、担い手不足で町内において昔から行われていた年中行事などなくなっていたものも少なくありません。例えば、三宅文楽人形は、古くなりますが、大正元年、後継者がなくなり途絶えました。現在は、人形の頭が6首残されております。これは町の有形民俗文化財に指定されております。古くから引き継がれてきた伝統行事が時代の流れとともに途絶えるのも淋しい限りです。そういったことから以下3点お尋ねいたします。

1つ目、文化芸術活動の開催状況について。

文化庁により文化芸術に関わる全ての皆様に、緊急事態宣言においては対象地域における全ての文化芸術関係の公演や施設についても無観客化や休業のお願いがありました。このような新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術関係者も活動に制限がありました。このような新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術関係者も活動に制限がありました。このような新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術関係者も活動に制限がありました。このような新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術関係者も活動に制限がありました。

2つ目、文化芸術活動の支援についてお伺いいたします。

第6次総合計画では、これからのまちづくりの施策項目として、文化芸術の取組において文化財保全や文化芸術活動への活性化への取組を進めるとあります。具体的にどのような支援、取組をしていきたいのか、また今後の計画についてお伺いいたします。

3つ目、後世に引き継いでいくための支援についてであります。

町の伝統的な祭りや風習、文化、芸術を後世に引き継いでいくため、町民がふるさとを学ぶ機会を提供するとともに、伝統文化、芸術を保存、継承する後継者の育成に努めることが必要と思います。具体的にはどのような支援、取組を行っていくのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 村山議員の2項目め、文化芸術活動の推進についての1番目のご質問、文化芸術活動の開催状況についてお答えいたします。

本町の文化芸術活動については、住民が生涯にわたって学び、生きがいのある生活を送ることができるよう、幅広い年齢の方を対象とした多種多様な学習の機会を提供

するとともに、学びを通じて習得した知識や能力を活用する機会を創設し、楽しさや感動、精神的な安らぎで人生を豊かにするとともに、人間の感性を育てるものであると捉えております。

町内各種団体等の文化芸術活動について、一つは岐阜県重要無形民俗文化財「岐南町 伏屋の獅子芝居」の保存と後継者育成活動、もう一つは町内で文化活動を行う者が連携して地域文化の振興に努めている文化協会活動やクラブ・サークル活動の大きく2つに分けて、過去3年間の活動状況をお答えいたします。

初めに、岐南町伏屋獅子舞保存会は、岐南町伏屋獅子舞会館を活動拠点に伝統文化の継承として神楽獅子における笛、太鼓のほか、獅子芝居の後継者育成、町内の小学校の児童へ「総合的な学習」の時間に講師として赴き、獅子舞を身近に感じてもらえる取組にも努めております。また、岐南町内外で獅子舞の公演を行い、「岐南町 伏屋の獅子舞」の認知を広める活動も行っております。

過去3年間の活動状況といたしましては、令和元年度は「第19回岐阜県獅子芝居公演」にて中津川市加子母町の「かしも明治座」にて獅子芝居「傾城阿波の鳴門 巡礼唄の段」を上演いたしました。加えて、町内においては「伏屋秋祭り」や「岐南町芸能大会」などに出演いたしました。令和2年度及び令和3年度は残念ながら新型コロナウイルス感染拡大のため予定されていた公演の中止が相次ぎ、出演の機会もほとんどございませんでした。そのような中でも令和3年5月に、わが町の伝統文化を知り理解を深めることを目的として職員向けに公演を行いました。

次に、岐南音頭を保存し継承する岐南音頭保存会や岐南町の花である菊の育て方を学ぶ菊友会など9つの団体で構成された岐南町文化協会、公民館講座として陶芸やフラワーアレンジメントなどの講座を行うクラブ・サークル活動は、生涯学習を通じて創造力や感性を豊かにする活動を行っております。

過去3年間の活動状況といたしましては、令和元年度は「第47回文化祭」を中央公民館で、「第25回菊花展」を役場駐車場で開催いたしました。文化祭ではクラブ・サークル17団体、小中学校、岐阜女子高等学校など参加協力9団体の作品580展の展示や実演、体験会、ミニ発表会などを行いました。また、「美術展・芸能大会」を中央公民館で開催し、岐南町文化協会に所属する団体と町内3小学校の児童が参加し、郷土芸能、舞踊や楽器の演奏などを披露するとともに、岐南町親善大使の國光とも子氏のミニリサイタルも開催いたしました。令和2年度及び令和3年度は、菊花展は役場駐車場で開催いたしましたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため文化祭、美術展・芸能大会は中止といたしました。令和2年度文化祭の代替えとしてクラブ・サークルの作品展を中央公民館エントランスで作品展示を行いました。令和3年度は芸能大

会の代替えとしてPR動画を作成し、公民館エントランスで上映を行い、ワクチン接種の待合時間などにご覧いただいている状況でございます。

次に、2番目のご質問、文化芸術活動の支援についてお答えいたします。

初めに、岐南町伏屋獅子舞保存会への支援とその取組については、町の伝統芸能を保存顕彰し、文化財としての価値の高揚を図ることを目的に、岐南町伏屋獅子舞保存会育成事業補助金を交付しております。補助金は令和元年度までは年間30万円でしたが、平成28年度に獅子芝居を復活したことに伴い、稽古や公演、出演者数の増加や、岐阜県獅子芝居公演への出演を再開したことに伴う必要経費の増額により、令和2年度に年間10万円を増額いたしました。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、公演の機会が限られる中、伝統文化の継承を支援し、また多くの人の目に町の伝統文化を届けることを目的に、令和3年度にオリジナル映像作品「岐南町 伏屋の獅子舞」の映像を作成いたしました。その映像はYouTube岐南町公式チャンネルに公開したほか、エントランスや中央公民館にて現在も放映しております。

本年度は9月18日の日曜日に岐南町伏屋獅子舞保存会のほか、県内の獅子芝居や地歌舞伎を同時にご覧いただける「岐南地芝居公演」の開催を岐南町獅子舞会館にて予定しております。

町といたしましては、「岐南町 伏屋の獅子舞」を応援し、地歌舞伎と同時に上演することで岐阜の地芝居文化振興の一助となると考えており、今年度は50万円の補助をいたしております。

次に、岐南町文化協会、クラブ・サークルへの活動への支援とその取組については、岐南町文化協会が学校や老人福祉施設などへの地域活動や地域文化の振興をどのように継承し、価値の高揚を図ることを目的に岐南町文化協会補助金を交付しております。年間56万円を予算化しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため活動を自粛していることや、これまでの自己財源もあることから、活動で利用に至らなかった補助金については精算しており、令和2年度、令和3年度については全額返還していただいております。また、公民館エントランスなどでの作品展やPR動画などの作成を支援しております。

次に、3番目のご質問、後世に引き継いでいくための支援についてお答えいたします。

町といたしましては、岐南町民憲章「教養を高め文化のかおり高いまちをつくりましょう」を実現するために、現在行われている町及び町内各種団体等の文化芸術活動を維持し、多くの町民の方にその活動を知っていただくと同時に、まずは町の歴史を



知っていただくことが大切であると考えております。

岐南町はかつては緑豊かな田園地帯であり、農耕や養蚕が盛んに行われていた地域であります。岐南町歴史民俗資料館は、開館当時2,000点近くの資料を収集した後に、養蚕、農耕、生活用具に大別し、旧宮川家との一体的な展示空間を確保しております。

これまでの文化財に加え、今年4月には30年ぶりに岐南町指定有形民俗文化財として「伏屋の地芝居衣装」を指定いたしました。岐南町図書館におきましては、岐南町の歴史や貴重な文化財等の資料の記録について多くの書籍を刊行しております。発行した書籍は図書台帳や図書館システムにて題名や発行日を管理しており、その書籍は読むことも可能であり、貸出しも可能となっております。

現在ある図書館、民俗資料館の機能を生かしながら、岐南町の伝統的な祭りや風習、文化、芸術を後世に引き継いでいけるように、ホームページなどでも岐南町に残る貴重な文化財等の情報を発信していきたいと考えております。

今後は町が指定した文化財に関する文献「ふるさとの文化財」の編集をしていきたいと考えております。また、令和4年度に住民の方から寄贈された岐南町の宝とも言える貴重な品々について精査し、文化財として指定できるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 住民部長、御答弁ありがとうございました。

それでは、3つ目の項目について質問させていただきます。3つ目は投票率向上の施策についてであります。

全国的に選挙の投票率は低い傾向が続いております。岐南町においても例外ではありません。本年7月に執行された参議院議員通常選挙を検証してまず分析いたします。本町の投票率は48.46%でありました。令和元年度の45.26%からは3.2%伸びたものの、県内市町村においては岐阜市に次いでワースト2番目であります。平成元年から今回の参議院選挙までの国政選挙において県全体の投票率を上回ること一度もなく、この結果を重く受け止めなければなりません。また、令和2年10月25日に執行された町長選挙においても投票率は40.63%と過去最低で、平成16年の町長選挙の投票率の51.66%から毎回右肩下がりになっております。参議院議員通常選挙における年代別投票率の推移を察すると、60歳代の投票率が一番高く、続いて70歳代以上、50歳代、40歳代と年齢が下がるにつれて低くなっております。

今後、当町に関係する選挙としましては、来年2023年の統一地方選による岐阜県県議会議員選挙、翌2024年秋には町長選挙が、2025年夏には参議院議員選挙、そして9

月の岐南町町議会議員選挙、その年の衆議院の任期が10月21日に満了を迎えることによる選挙が考えられます。投票率低下の要因を分析し、次の2点について施策を提案いたします。

1つ目、期日前投票所の増設についてであります。

昨今、記事前投票制度が浸透しており、当該制度の利用者は当町においても毎回増加傾向になっております。ただ、期日前投票ができるのは役場の1か所のみであります。それぞれの校区でも投票所を設けることにより投票率を増加させることができると思います。選挙当日の3か所で期日前投票ができると勘違いされている有権者も多々いるとお聞きしております。期日前投票所の増設の諸問題を精査し、住民サービスの観点からご所見をお伺いいたします。

2つ目、投票しやすい環境整備についてであります。

若者の政治への無関心、選挙離れがよく話題になります。そんな中、平成28年6月に選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正が施行されました。この改正によって若者の意見や考えが政治に届きやすくなり、若者の政治参加が高まることが期待されております。しかし、冒頭で述べましたように、10代、20代の投票率が30%台と極端に低く、学校での教育等啓発活動が望まれるところであります。

また、投票に行きたいのだけれども行けない方、いわゆるご高齢の方、あるいは体の不自由な方への対応として、コミュニティバス、コミュニティタクシーを増便したり、無料化にしたり、あるいは介護に携わる方の応援などをお願いし、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは重要な課題であると思います。町としての今後の取組についてお伺いいたします。

以上であります。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 村山議員の3項目め、投票率の向上の施策についての1番目のご質問、期日前投票所の増設を図られたいにつきましてお答えを申し上げます。

直近の選挙といたしましては、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙でございますが、当該選挙の本町の投票率は48.46%であり、前回より3.2%増加したものの、依然県平均53.59%に対し、約5%もの開きがある結果でございます。

なお、投票率の低下につきましては、本町のみならず全国的な問題ではございますが、この事実は重く受け止めなければならないと考えております。

そこで、期日前投票所の増設についてでございますが、現在本町における期日前投票所の設置は中央公民館1か所のみでございます。期日前投票制度の利用しやすさが認知され、直近の参議院議員通常選挙におきまして期日前投票者数は4,475人であり、

有権者数2万962人に対して21.35%、投票者数1万158人に対しては44.05%であり、選挙期日の当日数に迫る数値を示しております。

しかしながら、平成27年第3回定例会や令和3年第1回定例会での一般質問においてお答えさせていただいたとおり、現在も増設については考えておりません。その理由といたしましては、複数の投票所を設けた場合、二重投票などの不正やミスを防ぐため、投票済みかどうかの情報を投票所間で共有する仕組みが不可欠でございます。

具体的には専用のネットワーク回線によるオンラインの選挙人名簿対照システムの構築が必要となりますことから、導入整備及び運用に係る費用負担に加え、情報セキュリティに対する対策も必要でございます。このほか、投票管理者や投票立会人を新たに選任することに加え、人件費、設備費用がかさむなどの課題も多くございます。

また、面積が7.91平方キロメートルとコンパクトである本町におきましては、遠距離地区を含む投票区もございません。現状としましては、期日前投票所における投票率が顕著に伸びていることから、有権者の投票行動に投票所までの距離と投票率に直接な関係があるとは考えてございません。引き続き町民の皆様にご協力いただきまして、1か所の期日前投票所での運用としてまいりたいと考えております。

なお、期日前投票所の設置場所及び設置期間につきましては、有権者の方が勘違いされないよう周知徹底を図ってまいります。

続きまして、2番目のご質問、投票しやすい環境整備についてお答え申し上げます。

投票率の向上につきましては、特効薬的な対策はなく、本町だけではなく全国の自治体が苦慮しているところでございます。全国的な傾向である政治意識の希薄さを大きな課題と受け止め、町政への関心の低さや政治離れを解消するための方策を模索していく必要があると感じております。

投票しやすい環境整備を図るためには、町を構成する様々な世代の方にどういったアプローチをするかが重要であると考えております。特に、高齢者と若年層へのアプローチは重要でございます。まず、高齢者に向けたアプローチとしては、総務省が過去3回にわたって投票機会の制約についてはできるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきであるとしております。さらに、実務者による「投票環境の向上方策等に関する研究会」におきましては、実効性ある方策が検討されております。

平成28年9月に「今後の投票環境の向上に向けて」と題した報告書におきまして、投票に行きたくても行けないという高齢者自身の声もあり、様々な要因により投票所に行きにくくなったり、投票しづらくなったりする高齢者の投票機会をいかに確保するかを課題といたしております。この点につきまして、高齢者が投票しやすいよう柔

軟に対応する期日前投票の活用など、地域における創意工夫を行うことで投票機会の確保を図ることは可能であると記載されております。

地域における創意工夫を本町に当てはめてみますと、この9月より新たに施策として導入いたしましたコミュニティバスの運行と、従来のコミュニティタクシーの停留所の拡充の施策はまさに高齢者の足の確保がされ、選挙における投票機会において期待できるものと考えております。

また、若年層へのアプローチといたしましては、国もとりわけ若年層からの要望が多い電子投票などについて研究会で検討がなされております。しかしながら、平成30年8月に公表された報告書におきましては、電子投票機を用いた投票の改善が検討され、地方公共団体の開発、導入を促していくことが適当という表記にとどまり、いまだ実現に至ってはおりません。

本町としましても、若年層の町政への関心の低さや政治離れは大きな課題であると認識いたしております。若年層に対するアプローチとしましては、若年層の利用率の高いSNSを利用した啓発活動が今後重要となっていくものと考えております。

国内で最も利用者の多いSNS、LINEにつきましては、本町におきましても岐南町公式LINEアカウントを開設し、徐々にアカウントが増えておりますので、引き続き最大限にSNSを活用し、選挙啓発を実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、さきに述べさせていただいたとおり、特効薬的な対策はないため、今後も地道な努力を積み重ね選挙啓発を図っていくことが必要であるとと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 皆さんこんにちは。8番議員の渡邊です。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

1つ目は、施設活用についてご質問させていただきます。

国体の開催をするため総合体育館を平成24年に耐震補強工事と改修を行い10年がたち、あと5年で建て替えられることができるようになります。また、コロナの中やロ

シア情勢で物価高騰と住民の給料減収でより一層住民負担は大きくなるばかりの中、小中学校の体育館エアコン使用料は1時間2,000円かかり、住民からは1時間2,000円は高過ぎるとの声もあります。

1、スポーツ少年団など子供たちがエアコンを使用する場合、子育てに大変苦勞されている保護者のため、子供たちの健康づくりや道徳的な精神、そして創造的で個人的な心を育む情操教育を推進し、未来への医療削減のためにも減免のお考えはないのかとお聞きしたところ、現時点では見直すことはございませんとの返答でしたが、現在の苦しい住民の声に答えて、減免または無料にしていくべきではありませんか。

2、総合体育館も避難所にも使えることからスポーツ振興も含めて施設へのエアコン設置を検討していくべきではありませんか。

3、総合体育館と図書館の建て替えは以前も全協で話し合われていましたが、国体に間に合わないことから総合体育館の耐震補強と改修をした経緯がありますが、あと5年で補助金の制約がなくなり建て替えることができるようになることから、しっかりとした計画の下、図書館も含めた複合型総合体育館を研究していくべきではありませんか。町長のご返答をよろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 渡邊議員の1項目め、施設活用についての1番目のご質問、子供たちが使用する場合のエアコン使用料についてお答えいたします。

本町では屋内運動場の利用料金は、スポーツ少年団などが利用する場合、施設そのものの利用料金は免除しております。空調設備を利用する場合については受益者負担の原則の観点から、その利用時間に応じて電気ガス料金相当額をご負担していただくこととしております。

今、世界的な原材料価格の上昇、急速な円安などにより、私たちの身近な生活に必要な食料品の値段、電気、ガス料金などが非常に高くなっています。町といたしましても、今議会におきまして小中学校や町民センターなどのガスや電気などの光熱水費の増額をお願いしたところでございます。

令和3年度から稼働いたしました屋内運動場の空調使用率は、西小学校7月31%、8月40%、北小学校7月34%、8月35%のご利用をいただいているところでございます。

現在、町には野球、バレーボール、バトミントンなど、7つのスポーツ少年団がございいます。町としてスポーツ少年団に対しまして通常の団体より優先的に施設予約を行えること、施設利用料を無料とすること、団員の募集や活動支援をすることなど行っております。

また、体験会開催に係る費用や少年団の練習環境を整備し、魅力ある少年団づくりをしていただくことや、熱中症及び新型コロナウイルス感染症対策のための補助金といたしまして毎年8万円を各団に補助しております。そのうち3万円については特に熱中症等の対策として、飲料や塩分タブレットをはじめ、屋内競技で空調が必要であればその利用料として活用していただくことを目的としております。

子供たちのスポーツを取り巻く環境はこれまでの新型コロナウイルス感染症対策と併せて熱中症対策が必要となっております。令和2年、3年の2年間は外出自粛などの活動制限があり、体力の低下や暑さに慣れていないことなども考えられます。屋内や屋外、競技の性質、気温や湿度等によって対策の内容は様々と考えておりますので、現在の補助の方法が各団の実情に合った対策をしていただけたらと考えております。したがって、スポーツ少年団など子供たちが使用する場合の学校体育館空調使用料の無料化、減免については考えておりません。

2番目のご質問、総合体育館のエアコン設置についてお答えいたします。

議員はご質問において体育施設における熱中症等対策をご心配いただいていると考えますが、スポーツ時の熱中症の発生は環境気温や湿度、個人の健康状態、運動の強度などが要因として考えられます。

現在、総合体育館等の体育施設の指定管理は、平成28年度からミズノグループ株式会社美津濃と5年の契約を行い、令和3年度から改めて5年間の契約を行ったところでございます。ミズノグループは全国のスポーツ事業の展開とスポーツの振興をしており、全国の132団体の指定管理を行っていることを生かし、各施設に熱中症指標計を用いた熱中症予防POPの掲示、自動販売機の設置をするなど、熱中症予防の啓発や対策などを講じており、施設利用者の体調を確認するなど、適切に対応しているところでございます。

また、総合体育館に新たに空調機器を設置するには膨大な工事費と維持管理費が必要になると考えております。現在、業務用扇風機の無料貸出しなどにより対応しております。今後は移動式スポットクーラーなどの導入についても指定管理者と協議しながら検討してまいります。

これらのことから現時点において総合体育館への空調機器設置は考えておりません。利用者の皆様には高温下におけるスポーツ活動を行う際には小まめな水分補給により体調管理を行うなど、自己予防も心がけていただき、それぞれの体調に応じた対策を講じた上で引き続き施設利用をしていただきたいと考えております。

3番目のご質問、複合型総合体育館についてお答えいたします。

岐南町総合体育館は地域住民の心身な健全な発達及び体育、レクリエーションの普

及、振興を図る目的で昭和54年に建設されました。平成24年にぎふ清流国体なぎなた競技会の開催が契機となり、平成22年に耐震及び大規模改修工事を行いました。

総合体育館は建築から43年が経過しており、本年度はタイル貼りの外壁が劣化し、落下の可能性があるため、利用者の皆様が安心・安全に利用していただける環境整備のため、現在外壁改修工事を行っております。

また、岐南町図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存して、町民の教養、調査研究等に資するため、昭和57年に開設いたしました。図書館建設の際には防衛省の補助を利用しています。防衛省の補助により取得した財産の処分制限期間が60年となりますことから、今後おおむね20年の活用をする方向で、今年度6月に図書館の空調設備等改修工事設計業務の補正予算をご承認いただき、令和5年度に空調設備の改修に向けて実施設計をしているところでございます。

岐南町公共施設等管理計画にもありますように、現時点では総合体育館、図書館及び民俗資料館の建設につきましては長寿命化の方向で考えております。したがって、図書館も含めた複合型総合体育館については考えておりません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 議長のお許しを得ましたので、再質問させていただきます。

先ほどのお話のとおり、3万円いただいていることは理解しました。エアコン使用料はそれ以上の負担になっていることも事実です。スポーツ少年団からも町長も直接苦しい事情も利いていると思います。せめて未来ある子供たちのためにエアコン使用料の減免を検討していただけませんか、町長のご返答をよろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 渡邊議員の再質問にお答えいたします。

熱中症対策の内容はスポーツ少年団の中でも屋内や屋外、競技の性質、気温や湿度などによって様々であると考えております。屋内運動場の空調料金を減免することは、スポーツ少年団の間で公平感を欠くことになってしまうと考えております。基本的に屋内運動場の空調料金につきましては、受益者負担の原則にのっとり利用時間に応じて電気ガス料金相当額のご負担をしていただきたいと考えております。よって、減免については考えておりません。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 2つ目の質問に行きます。スポーツ振興についてご質問させていただきます。

昨年までスポーツ強化選手育成補助金があり、オリンピック候補になるために頑張ってきた子供たちがおり、大変感謝の声と、今後もオリンピックを目指す子供たちもおりますが、今年からは残念ながらスポーツ強化選手育成補助金はカットされ、子供たちも保護者の皆さんも落胆されていました。やはり岐南町から世界に子供たちを羽ばたかせるためにもスポーツ強化選手育成補助金を復活すべきではありませんか、町長のご返答をよろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 渡邊議員の2項目めのご質問、岐南町強化指定選手助成金についてお答えいたします。

本町では平成29年度より「東京オリンピック・パラリンピック2020」で活躍できる選手の輩出、その選手の競技力の向上及び競技に専念できる環境整備を図ることを目的として、岐南町強化指定選手助成事業を行ってまいりました。「東京オリンピック・パラリンピック2020」への出場見込みのある町内在住または出身の選手を対象に、遠征に係る費用や研修時に必要な物品の購入に活用していただける助成金を、年間1人当たり20万円を上限とし、5名の選手がこの助成金を活用されました。

東京五輪開催年度に事業終了と計画しておりましたので、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が令和3年度に延期になったことを受け、当初は令和2年度までだった助成事業を1年間延長し、令和3年度をもって終了させていただいた次第でございます。

スポーツ選手への補助といたしまして、このほかに岐南町スポーツ・文化活動激励金の制度がございます。一定の基準を満たした東海大会や全国大会など各種大会へ出場する場合に、その大会の規模に応じて激励金を交付いたしております。激励金の金額につきましては、令和3年4月より一部増額をし、東海大会は県外開催の場合3,000円に、全国大会は県外開催の場合5,000円となっています。令和3年度は東海大会に23人、全国大会に19人が出場し、可能な限り激励金を設け、直接本人に激励金を交付いたしました。

また、スポーツに加えて文化活動についても全国大会等に出場された場合は激励制度を活用していただくことができ、強化指定選手だけでなく多くの方に東海地区、全国、世界へと羽ばたいていただけるきっかけになるものと考えております。

このようなことからスポーツ・文化活動激励金を増額することで幅広い方へのサポートをさらに強化させていただき、町のスポーツ・文化活動の振興につなげたいと考えております。

以上でございます。



○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、分割質問方式によって2項目質問するわけですが、1項目めにつきましては、非常に私、左手がもう使えなくなっておりまして、右手でキーボードを打つのが非常に困難でありまして、30分から1時間やると手が動かなくなり、このくそたわけがと言ってキーボードをたたくぐらいな、そういう状態で、アプリによって、音声によって要するに文字にやるという、そういうアプリを取り寄せたものの、誤換が多過ぎて原稿ができないという状況の中、1本指でコンコンとやっております、非常に今回の原稿を作るに対しましても、ホームページの中のを要するにコピーしまして、それを貼り付けてペタペタペタとやったことはいいけど、物すごい膨大な資料になってしまったものですから、その回答に対しても多過ぎますので、この原稿どおり読め原稿どおり読めと言わずに、ちょっとカットしますので、時間が長くなってしまいますから、前置きが長過ぎて大変やと思いますので。

1項目めにつきましては、DXとGX、そのほかSDGsとかカーボンニュートラル何とかと言って9月のときに初めてお2人の議員さんから聞いて、すごいことを言われるなというふうに感心しまして、それから何やこの英語はということはどうしたらいいかと思って、一生懸命解析したものの、ようやく頭の一角に来た中で、全然進んでおらへんと、役場何やっておるんやと、DXなんていったらアナログトラスメーションじゃないかと、そういうような状況で頭の中が思っておったんですが、この前の打合せの中でDXの担当の方、また総務部長を含めたそういう方々のお話を聞いておりましたら、結構進んでおるなど。これ切り返さなあかんというふうに頭の中へ置きました。

よその他市町はどうなんかと見たときに、恐らく他市町よりちょっとだけ進んでおるような気がしました。しかし、もっともっとレベルの高い役所がありますから、それに追いつけ追い越せというような観点で進めていただきたいというような中でこの原稿を読ませていただきたいと思いますけど、ちょっと原稿をカットしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

自治体のDXとは、要するにデジタルトランスフォーメーションですね、デジタル技術やデータを活用し、業務効率化や行政サービスの改善を進めながら、住民の利便性向上を目指す取組です。単なる新技術の導入で終わるものではなく、職員や住民の視点に立って新たな価値を生み出すことが重視されています。自治体におけるDXでは、デジタル技術を活用し、職員の働き方や住民の生活をよりよくするという意味も持ちます。自治体DX推進は政府が策定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基

本方針」の中で語られる次のビジョンの実現が目的となっておりますということです。

デジタル技術やデータを活用して行政サービスにおける住民の利便性を高める。デジタル技術を活用により業務効率化を実現し、人的資源を行政サービスの向上に充てる。EBPM、これは統計や業務データなど客観的な情報に基づく政策立案などにより行政の効率化、高度化。多様な連携を行い、民間のデジタル、ビジネスなどの新たな価値を創出する。

また、政府でもこうしたビジョンの実現に対し個人情報保護に関する法律を調整するなど、制度面でのデータ流通基盤の整備に向けて働いています。後述する情報システムの標準化や一元化、マイナンバーカードの普及促進と併せて自治体のデータ活用の可能性が拡大することが期待されています。

自治体DX推進計画では各自治体で重点的に取り組むべき事項を6つの項目に分けています。ここでそれぞれの要点について質問します。

1 番目、自治体の情報システムの標準化・共通化です。

2025年のガバメントクラウド活用に向けて自治体における17の基幹業務、これ20になったそうですね。20の基幹業務のシステムを国が策定する標準仕様にのりつたシステムに移行します。こうした自治体情報システムの標準化・共通化により、これまでの各自治体がシステムを独自に運用管理することで増大していた負担を軽減。職員の事務負担軽減や住民の利便性向上を目指すなど、どのように進められるかということで、標準化・共通化が求められる基幹20の業務システム、これは省略します。

2 番目は、マイナンバーカードの普及促進。

マイナンバーカードの普及に向けて申請促進と交付体制を充実させます。オンライン化された行政のスムーズな利用は、住民の本人確認がオンラインで実施できることが前提になっています。そのため確かな本人確認を実施するに当たり、最高位の公的ツールであるマイナンバーカードの普及が自治体DX推進において重要なのです。普及に当たり進捗状況と推進の方法をお答えください。

3 番目、自治体の行政手続のオンライン化。

行政のオンライン化については主に次の3つのアクションが求められています。どのように下記の3点の計画推進をしているかお答えください。

地方公共団体などの手続に広く活用できるマイナポータル「ぴったりサービス」を利用した手続のオンライン化に取り組む。処理件数が多く、業務効率化や住民の利用性向上に高い効果が見込める手続を優先してオンライン化する。住民のライフイベントに際して多数存在する手続をワンステップで行うための手続を優先してオンライ

ン化するということですね。

4番目、自治体のAI、RPAの利用促進というようなことで、AIやRPAの導入を検討する際には総務省の発行する「AI・RPA導入ガイドブックの策定」を参考に導入を進めますが、どのように計画しているか、お聞かせください。

5番目、テレワークの推進。

ちょっと分かりますよね、テレワークと言えば。職員一人一人に合った働き方を実現するためテレワークを推進する。自治体における働き方改革の切り札として位置づけられており、重要度の高い施策です。具体的には育児や介護などを理由に労働時間に制約がある職員や障害のために生活に制約がある職員の能力発揮を促進する効果が期待されています。また、昨今の新型コロナウイルス対策だけでなく、災害などの非常時における事業継続といったBCPの観点からも重視されています。民間ではテレワークが進んでいますが、どのように考えているか、お聞かせください。

このテレワークですね、岐南町はどえらい進んでいるようで一回見させてもらいたいと思います。今中小企業でもテレワークやっていますからね。ここも部長間のところもテレワークやっているし、国対のいろいろな活動の参加に対してもテレワークで、もう行かなくてもいいと、そういうことでこの交通手段の移動とか、いろいろな例えば行けばそれなりの経費もかかるし、手間暇もかかると。これはまだペーパー的なことでやっておるのかなと思ったら、完全なるデジタル化のほうへ進んでおる。これやっぱり説明していただくと、皆さんが、俺は1年岐阜県のデジタル化勉強のために行く職員が遅いと思っておった。よそは出ておるのに、何で岐南町は1年と思ったんやけど、物すごい勉強してござるということがよく分かりました。一回そのテレワーク、3階のその小さな部屋でもやっておみえになるみたいやし、部長間会議においても、いろいろな会議についてもテレワークでやっておみえになる。そういうことがいろいろな面でのデジタル化からGXのほうの行くわけなんですよ。みんなつながっておるんですね。カーボンニュートラルも当然です。GXの一環。そういうようなことを踏まえながら、よく研究をしておみえになるなというふうに思うわけであります。

6番目、セキュリティ対策の徹底。

行政手続のオンライン化、クラウド化、テレワークなどDX実現に向けた必要なセキュリティ対策の抜本的な見直しと推進を行います。具体的に次の2点ですが、徹底しているかお聞かせください。

というようなことで、次5番、自治体DX推進の4つのステップということで、自治体におけるDX推進は大枠で民間企業の流れと同じです。一方、細かい部分では行政独自の内容が絡み別物となっています。こうした背景を踏まえて自治体がDXを進

めるためのステップについての状況をお尋ねします。

ステップ1、DXの認識共有、機運醸成はどうなっているか。自治体のDXに取り組むに当たって推進の下地となる認識の共有と機運の醸成を実施するステップです。まだDXに着手していない自治体に取り組むべきステップとなります。自治体のDXには「デジタル化による業務効率化や行政サービスの改善を通して住民の利便性向上を目的とする」という前提がある上で、次のアクションが求められます。首長、町長ですね、町長や幹部職が自治体DXを十分理解し、リーダーシップを発揮する町長から一般職員まで自治体DXの概要や必要性について共通の理解を形成する。全ての職員が自治体DXを自分ごと化し、主体的に実践する意識を醸成する。利用者中心の行政サービス変革を進めるというデザイン思考を共有する。

ステップ2、全体方針の決定についてどう考えるか。

自治体DXにおける全体方針、戦略ですね、を決定するステップです。DX推進のビジョンや大まかな工程表から構成される全体方針の決定と自団体内での共有が求められます。具体的な内容は次のとおりです。「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で提示されている自治体DX推進の意義を参考に、自団体の現状を反映させながら自治体DX推進のビジョンを描く。自団体におけるデジタル化の進捗を把握した上で、自治体DX推進の取組やその大まかなスケジュールを工程表にまとめる。

ステップ3、推進体制の整備を考える。

全体方針に基づいた自治体DX推進に当たり必要な体制整備を行うステップです。緊密な連携体制の構築、デジタル化を推し進めるデジタル人材の育成、必要に応じた外部人材の活用などについて検討し整備します。自治体行政を変革する司令塔としてDX推進担当部門を設置する。各業務担当部門に適切なデジタル人材を配置する。デジタル人材に限らず、一般職員を含めて身につけるべき知識やスキルを定義した上、体系定期的な育成方針を決定。その上で研修など必要な育成施策を実施する。庁内でデジタル人材が不足している場合は、外部人材の活用を検討する。

ステップ4、DXの取組の実行。

全体方針や自治体DX推進に関する各種ガイドラインの内容を踏まえて、実際に個別のDX施策を実施するステップです。取組の際には下記のフレームワークの利用が推奨されています。PDCAサイクルを活用し、進捗を管理する。OODA（ウーダ）ループを活用し、柔軟で迅速な意思決定を行う。OODAとは素早く適切な判断を行うことに特化した思考のフレームワークです。PDCAサイクルと比べ、計画を立てるステップがないため迅速な判断が求められる状況に適している。OODAの各アルファベットの意味というのは、Observe、観察ですか。Orient、方向づけ。Decide、

判断、Act、行動。

部下を育成し、目標を達成させることはできていますか、お聞かせください。こういう部下が目標を達成させることのできる、そういう部下の育成をしているか、お聞かせください。

そのDX化することによって、例えば交通手段なんかも当然、例えば東京行くことも必要なくなってくる。オンラインで行く。それで、またこういう紙なんかも紙媒体で今、僕は議会のこの状況を見ておるもんで、紙媒体よくないと。もらったってペッペッや。燃やすのもったいないでしょう。森林やないですか。一切見ません。もらっても製本いただいたやつも、議事録でも一切聞きもせなそのままぼっ、自分が議員をやめたときも軽トラックいっぱいあったと言いますが、時代がそういう時代じゃない。電子媒体の時代やということをやはり認識の一環の中で頭の隅にしっかりと植えつけなきゃいかんということなんです。だから、この議会の場合でも議事録や何やらいろいろもらえるけど、ホームページに張りつけて、それを自分のボックスの中へ保管すればいいんですよ。ウイルスやたら何たらって、そうやったらウイルスが食わぬそういうソフトがあるんですよ。難しい、町民の皆さんで分かる人と分からない人があると思いますけど、例えばあの、持論が長くなってしまうので、やめておきます。

グリーントランスフォーメーションとは経済産業省が提唱する取組の一つです。GXの目的は気候変動が懸念されている地球環境の保護を目指し、持続可能な社会づくりや温室効果ガスの排出量を削減するカーボンニュートラル、脱炭素、9月に聞いた、私はまだ全然知らなんだ。どんどんどんどん進まなきゃならないのが全然進んでなく、誰も質問しない。SDGsもそのとき聞いた。誰もその後のSDGsの中身って非常に難しい。難しいけど、やはりこれを詰めていかなあかんですね。これ重要なことなんです。GX推進課というものが国の内閣府の中にできたわけですから、当然のことなんです。パッパとやって議会だよりの紙媒体で、体裁いいな、格好いいな、そんな議会だよりでではだめ。だから、映像はうそをつかない。だから、映像をやらなあかんというんです。

前ありましたがね、佐藤栄作さんが総理大臣を辞任するときに、「新聞屋さん出て行ってください。あなたたちは勝手に自分の主観で物を書くからだめだ」と言って。テレビだけ、これ真実を伝えるから、テレビだけおってくれと、そういうようなことがありましたね。最もです。映像はうそをつかない。だから、もっともっとうるような議会の中も映像を撮らなきゃならないやつを、紙媒体のこんな状態で、これ養老町議会のやはり会議録見たら、物すごくきれいな画像で画素数が高い。内容もよう分かる。

全部映ってなくたって本人だけ映っておればいいわけなんです。一回見てやってください、養老町議会。進んでますよ。そういうふうに思いました。

そういうようなことでグリーントランスフォーメーション、経済の発展とともに環境汚染や限りある資源の枯渇が進み、現在は世界的に気候変動や貧困、エネルギー不足など深刻な課題が次々と発生しています。そこで、豊かな地球や社会生活の持続を目指す「持続可能な開発目標が国際的な目標」として掲げられました。

ここでSDGsは2015年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に記載された内容です。これ17項目の目標と169のターゲットを設定し、2030年までのSDGsの達成のためには発展途上国と先進国全ての国が積極的に取り組む必要があります。

SDGsの17のゴールは三つの大きなテーマに分かれ設定されています。ゴールには基本的な人権や生活に関する「貧困をなくす」「飢饉ゼロ」「健康と福祉」「教育」「ジェンダー平等」「安全な水とトイレ」の6項目と、「クリーンなエネルギー」「経済成長」「産業と技術革新の基盤」「人や国の不平等をなくす」「持続可能なまちづくり」とんとなんとありますね。もうやめておきます。

これらSDGsの目標で見られるように、持続可能な社会の実現にあらゆる課題を解決していかなければなりません。カーボンニュートラル（脱炭素）、2030年、もうディーゼルエンジンは製造中止。電氣化にしますよということ。というようなことで、2020年10月の臨時国会で宣言された2050年カーボンニュートラルでは、2050年までに日常生活や経済活動で生じる温室効果ガス排出量と吸収量の差額をゼロにすることを目的としています。排出量を完全にゼロに抑えることが難しい場合でも、自然に除去される程度に抑え、排出した分の温室効果ガスを削減する活動も同時に行うことで実現が可能ですというようなことでございますね。

とにかく再生エネルギーの投資を実施し、2030年までに電力消費量のうちの半分程度を自社所有の再生エネルギーで賄うことを発表しました。さらに、災害への備えとして全国7,300か所もある通信ビル内に大容量の蓄電池を設置し、全国1万台以上の社用車の電氣自動車化も予定していますと。2030年には2013年度のグループ企業のCO<sub>2</sub>廃止排出量80%削減、モバイル、データセンターのカーボンニュートラルを達成、2040年にはグループ全体でのカーボンニュートラル達成を目標としておりますと。

そこでこの町は何を努力しておるのか、今後どういうふうにこの脱炭素に対してやられるかということをお聞かせください。

また、2022年8月11日の報道によると、日野自動車エンジン認証に関する不正行為による多くの車種の出荷停止に「セレガ」「ポンチェ」バスですね、の大型、小型バ

スも受注不可になったとあり、どのようにエンジン改良したのか、お聞かせください。

当然ディーゼル車を走らせるということは、二酸化炭素の排出量の、これポイントということではないんやけど、当然役所が出す二酸化炭素が、例えばこれだけ出したらならば、その二酸化炭素分を、例えば電気エネルギーに換えてどのぐらいのことをやれば、例えば太陽光パネルで電気を起こすとか、今電気自動車が非常に安くなりましたので、ガソリン自動車を電気自動車に代えることによって、それを幾ら二酸化炭素ばらまいても役所のほかのほうで電氣化によって補っておるよと。役所はそういう面についてはカーボンニュートラルのほうへどんどん進めておりますというようなことをやはり示していただきたい。もう走らせたことですから、当然そういうようなことをやらないと、何やと、電気自動車がどんどん出ておるのに、私の次のあれはちょっとも来うへんであかんのやけど、もう1台借金してでも電気自動車買いたいなと思っておるぐらい。間違いなくもうちょっとたったらもっと性能のいいものができます。

だから、今の電気自動車、そしたらどうするんやということも頭に考えながら、この電気自動車はV2Hという方法があるんですね。電気自動車を自宅へ電気を供給することによって、停電になろうが何であろうが賄うことができるよということなんですよ、緊急時にね。古いやつでもいいの、蓄電しておれば。それが蓄電池代わりになるよという、そういうV2Hというのが国が補助対象メニューの中へ出しておるもので、将来このポンチョも電氣化すれば、当然避難施設に電気を供給することによってその避難所の電気を賄うことができるよという、そういうメリットがありますから、将来的に、次に何年になるか分かりませんが、3年か5年か10年か知りませんが、恐らく前例でいきますと、やはり3年でガタガタ、今は物すごくいいんだけど、ガタガタになる。それで5年になったら間違いなく車買い換えだろうというときは、必ず次世代に合ったそういう物の考え方でやらないと、何でも安かろうよかろうということではなくして、ひとつそこら辺も踏まえた形で1項目めの質問とさせていただきます。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 岩田議員のデジタルトランスフォーメーションに関するご質問の答弁につきましては、当初の通告に基づき回答させていただきますので、よろしく申し上げます。

岩田議員の1つ目のご質問、DXとGXの同時推進による地域課題の解決の1項目め、行政手続が原則オンライン化されており、全ての町民が時間、場所等に依存することなく行政手続を行うことができる社会が実現されているかについてお答えを申し上げます。

自治体におけるデジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、令和2

年に総務省が策定した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画において、行政手続のオンライン化が重点取組事項として示されており、行政手続のオンライン化はマイナンバーカードを利用し、マイナポータルからオンライン申請することにより来庁することなく手続を完結することができるものでございます。

申請に利用するマイナンバーカードの交付状況と普及促進につきましては、本町における令和4年8月末現在の人口に対する交付枚数率としまして47.3%となっております。岐阜県平均の45.4%を上回る率となっております。普及促進につきましては、庁舎内において毎週木曜日の夜間と第2、第4土曜日の午前中に、中央公民館にて月1回日曜日に受付窓口を増設開設し、事前にご予約をいただきました方の申請受付及びマイナンバーカードの交付を行っております。

オンライン化の推進につきましては、子育てや介護に関する申請手続が優先的に推進する重点取組事項に選定されております。

本町におきましては、現在児童手当などの子育てに係る申請手続がオンライン対応しており、引き続き介護に係る申請手続につきましてもオンライン対応できるよう順次整備を進めているところでございます。

また、現在デジタル庁において転出・転入手続をオンラインで行う「引っ越しワンストップサービス」が進められております。「引っ越しワンストップサービス」ではマイナポータルにより転出届及び転入予約の申請が可能となるだけでなく、システムが民間事業者等とともに連携されることから、電気、ガス、水道等の民間手続もオンラインで行うことができる予定でございます。

本町におきましても目標時期である令和5年2月までに対応できるよう順次準備を進めているところでございます。

なお、行政手続のオンライン化を推進するに当たり、欠かすことのできない情報セキュリティにつきましては、県が整備する2期岐阜県セキュリティークラウドにより、県内の全市町村一律に高度なセキュリティー対策を実施することで、外部からの不正アクセス防止、コンピューターウイルスや迷惑メールなどの排除が行われております。

2項目めの書面、押印、対面から解放され、全ての町民がストレスなく直感的に行政サービスを受けられる社会が実現できているかについてお答えを申し上げます。

行政手続のオンライン化については段階的な対応が必要であり、オンライン化を推進する上で必要となる要素として、書面、押印、対面規制の見直しと、スマートフォンの活用が不可欠となります。まず、書面、押印、対面規制の見直しにつきましては、令和2年の総務省自治行政局長通知にて「地方公共団体における書面規制、押印、対



面規制の見直し」が示され、積極的な見直しに取り組むことが求められました。

本町におきましても、オンライン化に向けた第一段階として令和4年に施行した「岐南町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」及び「岐南町行政手続における押印等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則」の改正により、押印を求める行政手続等について、真に必要な場合を除き申請書等押印を求める行政手続について押印を廃止いたしました。これにより押印を必要としない申請等についてオンライン化が可能となっております。

また、スマートフォンは幅広い世代に普及しており、インターネットの利用になくてはならないものとなっております。特に、オンライン化に際してはパソコンだけでなく、スマートフォンからも申請できる窓口として、LINE、Logoフォームを活用する仕組みを検討し、現在は対面申請となっている業務について順次オンライン化を進めてまいります。

スマートフォンの活用がオンライン化において不可欠であり、幅広い世代へ普及している中で高齢者の利用を支援するため、本町では中央公民館の講座としてスマートフォンやタブレットの講座を開催しており、関心の高さから定員を超える応募をいただいているところでございます。

3項目め、デジタル技術やデータ利活用等の業務最適化により、高齢化と人口減少の進行する社会において持続可能な行政の実現をどのように考えているかについてお答え申し上げます。

デジタル技術やデータ利活用の業務最適化には現在業務プロセスをデジタルで行うことを前提に見直しを図り、業務全体の最適化を行うことが不可欠となります。令和3年に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」では、行政手続に関して情報通信技術の便益を享受できる環境の整備と情報通信技術の効果的な活用によって持続可能な行政運営を確立するため、情報システムの標準化・共通化の対象となる事務や基準などが示されております。

対象となる事務は、自治体の主要な20業務として、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20業務が対象となっており、情報システム等の共同利用や手続の簡素化、迅速化により行政の効率化を図ることとされております。

情報システムの標準化・共通化を実施する目標時期といたしましては、令和7年度末までに自治体が対応するよう求められておりますので、本町におきましても標準化

・共通化に向けた業務の見直しをはじめとした作業をいたし、令和7年度末までに対応できるよう順次準備を進めております。

また、定型事務を自動化、省力化するため、令和3年からLINEやホームページにおいてAIチャットボットの運用を開始いたしており、その問いかけに自動で答えを返す仕組みにより短文でリアルタイムに会話しながら、目的の情報までたどり着くことができるようになっております。このAIチャットボットにより24時間対応可能で、LINEを活用していることから気軽に質問できるため、問合せの効率化だけでなく、利便性の向上を図ることができております。さらに、データの利活用の側面からは窓口業務において問合せの多い情報をオープンデータ化することにより対面对応の削減や職員の業務効率の向上を図ることができます。

本町におきましては、都市計画図や道路台帳など地図データをオープンデータ化しており、問合せの多い窓口業務について対面对応の軽減を図っております。加えて、業務最適化に対する新たな基盤整備として、オンライン会議や電子決裁、電子契約はペーパーレス化やテレワークのような執務環境を選ばない業務を可能とするなどにより業務効率の向上が図られるとともに、公金納付方法の多様化は町民の利便性向上を図ることができます。

オンライン会議は昨今の新型コロナウイルス感染拡大の対策として社会に広く浸透し、国や県の会議の多くがオンライン会議となっております。本町におきましても、専用パソコン及び周辺機器の配備やオンライン会議用の部屋を確保するなど、オンライン会議の環境整備に対応いたすとともに、庁舎内において毎日数件のオンライン会議が開催されております。

オンライン会議の開催拡大により県庁などに赴くことなく、庁舎内で会議に参加することができ、移動時間の削減を図ることとなりました。さらに、東京などで開催される全国レベルの研修にもオンラインで参加することができるようになったため、業務の効率化だけでなく、職員のスキルアップによる人材育成を図ることができるようになっております。

また、多様で柔軟な働き方への対応としてテレワークを実施することができる環境を整備しており、新型コロナウイルス感染症に伴う濃厚接触者などにより自宅待機をしている職員への対応にも活用いたしております。

電子決裁は文書管理システムなど専用システムを使用し、電子の文書に電子決裁機能を設けることでペーパーレスのまま決裁をすることができるものですが、導入に専用のシステムが必要であることと、運用方法を規定する必要があるため、近隣市町における先行事例を参考に導入を検討いたします。

電子契約は電子決裁同様に専用のシステムを使用し、電子の文書に電子署名機能を設けることでペーパーレスのまま契約を締結することができるのですが、導入に専用のシステムが必要であることと、契約相手との調整を要するため、近隣市町での先行事例がないことから、岐阜県で実施している実証実験に参加し検証を行うとともに、導入予定の市町との意見交換なども踏まえ導入を検討いたしてまいります。

公金納付方法の多様化は、現金や口座振替といった従来からの納付方法以外に、スマートフォン決済アプリでの納付など、近年多様化する納付方法に対応することにより、町民の利便性向上を図るものでございます。

本町におきましては、現在税金、保険料の納付について、現金、口座振替以外にコンビニ納付、一部のスマートフォン決済アプリを利用することができます。一方で、住民票や戸籍の手数料の納付については、現金のみでの対応となっていることから、今後スマートフォン決済アプリ、クレジットカードに対応したキャッシュレス機器を令和5年2月に導入し、納付方法の多様化を図ります。

なお、公共施設の使用料などの納付方法の多様化につきましては、手数料の納付における利用状況を調査し、スマートフォン決済アプリやクレジットカードなどの利用割合と、個人や法人の利用割合を参考に導入を検討いたします。

今後につきましては、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、令和4年度中策定予定の岐南町デジタルトランスフォーメーション推進計画において、行政手続のオンライン化や情報システムの標準化・共通化を図るとともに、PDCAサイクルにより進捗管理を行ってまいります。なお、想定外の変化が発生した場合にはOODAループを活用し、柔軟で迅速な意思決定を行います。

さらに、本年度は人材の育成とともに、県内のデジタル化の情報を収集するため、岐阜県デジタル推進局デジタル戦略推進課に実務研修生として職員を派遣しており、今後は庁舎内のデジタル化を推進するため、各部署のデジタル化を支援する体制を整備いたしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の1項目め、DXとGXの同時推進による地域課題の解決のGX推進において、町は何を努力しているのかについてお答えいたします。

本町におきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2018年度から2030年度までを計画期間とした岐南町地球温暖化対策実行計画の事務事業編として、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に関する計画を定

めております。具体的には庁舎及び公共施設を対象に、それらの事務及び事業に関し省エネルギー、省資源などの取組を推進することで、2030年度までに温室効果ガスの排出量を2017年度比で20%削減することを目標としております。

町では本計画策定以前に庁舎や学校施設において、総合調理センターでは平成29年度の建設の際に太陽光発電装置を設置し、再生可能エネルギーの導入積極的に努めております。日常的な職員の取組といたしまして、小まめな消灯や適切な温度維持のためのクールビズ、エコな車両のリース導入などCO<sub>2</sub>排出量の削減に努めております。

また、岐阜県において今年度、国の「地域脱炭素ロードマップ」及び県の「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む県民に対して、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した住宅への太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助制度が創設され、本町においてもこの補助事業に参加することで町民の再生可能エネルギーに対する取組の後押しをしております。

引き続き、岐阜県や他市町の状況を注視するとともに、本町の加入する岐阜連携都市圏での連携などを視野に入れ、カーボンニュートラルに対する施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、日野自動車不正問題に伴うコミュニティバス事業への影響についてでございます。

既にご案内のとおり、岐南町コミュニティバス事業においては、使用する車両に日野自動車株式会社の小型ノンステップバス「ポンチョ」を採用いたしました。これは当該車種が地域のコミュニティバスとして運行されている事例が多数あること、また本町の事業規模に適していることから総合的に判断した結果であります。

このたびの日野自動車製エンジンの排出ガス及び燃費に関する不正行為につきましては、改めて岐阜バスを通してメーカーに問い合わせたところ、エンジンの認証取得に関わる排ガス測定の試験で定められた測定の回数に満たないまま国への申請を行っていたが、国が定める排ガスの規制値は超えておらず、リコールについては現時点では考えていないとの説明でございました。今もこの件に関しましては、特別調査委員の調査は続いており、関係者に対する説明や対応はこれからもあると思われま

す。町といたしましては、引き続き運行事業者である岐阜バスとともにその動向を注視してまいります。

次に、コミュニティバス事業に係る二酸化炭素排出量の取引についてお答えいたします。

本町のコミュニティバス事業ではディーゼルエンジンのポンチョを採用いたしましたが、これは本町が実施する事業間におけるCO<sub>2</sub>の排出量のトレードを前提とした

ものではございません。コミュニティバスの運行は、まずは高齢化が顕著に進展する本町にあって、住み続けられる町を実現するため、限られた予算の中で多くの町民のニーズに応えようとするものであります。

環境面で申し上げれば、岐南町都市計画マスタープランの道路・交通の方針に基づく現状の自動車依存社会から、将来の高齢社会に向け公共交通機関活用社会への転換を促し、鉄道駅、行政機関及び医療機関などへのアクセスを向上させ、バスなどの利用促進を図り、CO<sub>2</sub>削減を目指すものでございます。

今後の当該事業におけるCO<sub>2</sub>削減につきましては、車両更新時の電気バスの導入も視野に入れ、経済性、環境性の両面から課題を整理し、他市町村の事例研究も進めながら検討をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、2項目めの質問をさせていただきます。1項目め、少し要望だけ出していきたくんですけど、EV化に際しまして、本当によく研究していただきたいということと、太陽光パネルですか、先ほどいいご答弁いただいたように見えますけど、全部使い切ってしまうおそれから、もっと太陽光パネルをバンバン乗せなアカンですよ、自然エネルギーどうのこうの。そして、蓄電池をつくって初めていいのであって、蓄電池も何もなしに全部使い切ってしまう、自然エネルギーの再生のためやっていますということではいけませんので、もっともっと研究して、さらなるやはり岐阜県一の、他市町はともかく岐阜県一のやはり岐南町小島町政の中で岐阜県一のDXをどんどんどん推進していただいて、グリーントランスフォーメーションを推進していただきたいというふうに思います。その基礎を作っていただきたいというような要望をしながら、2項目めの介護福祉についての在り方について質問させていただきます。

介護福祉施設は、岐南町には特別養護老人施設、サ高住と言われるサービス付高齢者施設、グループホーム、ケアハウス、デイサービス等の施設があると思いますが、高齢者が増え続ける中、今後どのくらい必要なのか。また、町の財政状況の中、税収に影響はないのか。社会福祉法人、医療法人、民間法人等の場合の所得税、固定資産税等の徴収、使用料の比較等を説明してください。

当然、社会福祉法人、医療法人の場合もそれなりの税制優遇があるわけでありまして。サ高住は住宅としての固定資産税の優遇措置があります。細かいことは分かりません。頭の中へ皆さんは入っておみえになると思いますから、言いません。

社会福祉法人はかなりの税制優遇がある中で、例えば同じような規模の中でサ高住

の場合だったら固定資産税も法人税もしっかり納めなきゃならない。ところが、皆さん経営者ね、社会福祉法人からサ高住から何から全部の経営者、どこに住んでござるかなと思ったら、岐南町外の人ばかりやないか。税金どこへ納めているのと、岐南町へ納めておらへん、法人税も所得税も。だから、こういうことも踏まえながら、岐南町のメリットのあるような、やはりそういう福祉計画をしっかりと行政誘導やなくしてやるべきであろうというような中の、今の言う所得税、固定資産税の徴収、使用料金の比較、要するに同じような個別の場合でも値段変わらへんのですよ。国民健康保険の人が入れない。大体15万ぐらい要ります。社会福祉法人でもサ高住でも15万ぐらい要りますから、入れますか。6万5,000円幾らでしょ、7万円もらえるかもらえんかでしょう。だから、いろいろな料金設定があるんやけど、下のほうの料金設定は生活保護者とか所得が低い人の話ですから、実際皆さん方は例えば1割負担、2割負担、3割負担の、そんな入れへんです。高いやつは80万ぐらい取るでしょう。だから、安くならないんですよ。だから、お金もない人がどうするんだということで在宅介護ということをやったり必要である。

国は当初、施設支援になるとお金が余計かかるから、在宅の支援でできるだけやっていただきたい。ただし、それを面倒見る人たちの物すごく負担がかかってですね、大変だからというような中で、非常に在宅も研究されて負担が少なくなったというようなことを聞きましたので、そういうことも踏まえながら福祉部長のご答弁をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 岩田議員の2項目目、介護福祉についての在り方に関する1番目のご質問、介護福祉施設の今後の必要見込み量について発言通告に基づいてお答えいたします。

まず、本町におけます介護保険事業を取り巻く状況につきましてご説明申し上げます。

平成24年度末に65歳以上の方は4,524名でありましたが、令和4年3月末には5,914名と10年間で1,390名増加し、高齢化率も3.72%上昇し22.58%でありました。また、令和3年度の介護保険特別会計の内訳を見ても、居宅系サービスが約13億8,538万円で介護給付費の77%、施設系サービスが約4億636万円で介護給付費の23%を占め、高齢化率の高まりとともに給付費は年々増加している状況でございます。

次に、要介護者を受け入れる介護施設の設置状況であります。定員100名の広域型特別養護老人ホームが1か所、定員29名の地域密着型特別養護老人ホームが1か所、

定員45名の介護付き有料老人ホームが1か所、また定員30名と24名の住宅型有料老人ホームが各1か所、定員30名のサービス付き高齢者向け住宅が3か所、定員18名の認知症対応型共同生活介護施設が4か所、計390名の受入れが可能な状況でございます。一方、本年4月1日時点の調査では、特別養護老人ホームへの入所待機者は42名で、そのうち25名が在宅で入所待ち、認知症対応型共同生活介護施設は1人の入所待ちでありました。その他の介護施設につきましての詳細は不明でございます。

施設介護サービスは利用者の増加に比例して介護給付費も増加しますが、町外の方が住民登録の移動とともに町内の施設に入所した場合、移動前の自治体が保険者のままの「住所地特例」の制度が適用されるため、本町における介護給付費への影響はございません。また、居宅介護サービスにつきましては、平成29年度から取り組んできた介護予防日常生活支援総合事業を中心に、要支援、要介護状態であっても、住み慣れた地域、在宅で安心して在宅生活ができる環境づくりを目指しております。引き続き介護給付費の増加が被保険者の保険料負担につながらないように、「キラリ若返り講座」や住民主体の「運動自主サロン」など、介護予防事業の強化を図ってまいります。

議員ご質問の各介護施設の需要予測についてであります。施設整備計画は町民のニーズや介護事業者の事業計画などを把握した上で、人口動態や社会経済情勢、財政状況を加味し、長期的な視点で慎重に検討しなければなりません。

現在、本町では令和3年度から5年度の3年間の計画である第8期岐南町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の期間にあります。この計画は3年ごと見直し策定することが義務づけられており、今年度は第9期計画策定の事前調査として、65歳以上の一般高齢者、要支援、要介護認定者、介護支援専門員を対象としたアンケートの準備を進めているところでございます。

したがって、各介護施設の需要分析や財政予測等につきましては、来年度開催予定の第9期計画の策定委員会における議論を通じて明らかにしてまいりたいと存じます。

なお、第9期計画の期間はいわゆる団塊の世代が75歳以上になる時期とも重なり、これまで以上に施設の供給量を慎重に見極める必要があるものと承知しております。

いずれにいたしましても、介護保険サービスの質を高め、給付と負担のバランスを図りながら、持続可能な制度運営に努めてまいります。

次に、2番目のご質問、町の財政状況（税収）への影響についてお答えいたします。

まず、固定資産税等の賦課徴収につきましては、社会福祉法人はもともと原則非課税ですが、医療法人や民間法人も介護保険事業の用に供する施設は、地方税法第348条の規定により、一定の要件の下非課税となる場合がございます。ただし、固定資産

税の法定非課税分に対しては一部普通交付税の措置が図られます。

また、各介護施設の利用料金につきましては、国で統一単価が定められているため、地域区分による単価の上乗せがあるものの、いずれの地域も一律の料金体系で、所得に応じて1割から3割の応能応益負担ですが、低所得者向けの減免措置もごございます。

利用者の自己負担が少ないほど、介護給付費が増加しますが、国の介護給付費財政調整交付による支援措置が図られますので、介護保険特別会計における財政上の大きな影響はございません。

以上でございます。



○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。明日9月16日午前10時より会議を開きます。

午後2時16分 散会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

後藤友紀

岐南町議会議員

櫻井明